

平成24年10月9日（火曜日）午前10時開議

本日の会議に付した案件

認定第1号 平成23年度久慈市一般会計歳入歳出
決算

出席委員（22名）

1 番 梶 谷 武 由君 2 番 下川原 光 昭君
3 番 藤 島 文 男君 4 番 上 山 昭 彦君
5 番 泉 川 博 明君 6 番 木ノ下 祐 治君
7 番 畑 中 勇 吉君 8 番 砂 川 利 男君
9 番 山 口 健 一君 10 番 桑 田 鉄 男君
11 番 澤 里 富 雄君 13 番 小 柳 正 人君
14 番 堀 崎 松 男君 15 番 小 倉 建 一君
16 番 小野寺 勝 也君 17 番 城 内 仲 悦君
18 番 下 舘 祥 二君 19 番 中 塚 佳 男君
21 番 高屋敷 英 則君 22 番 宮 澤 憲 司君
23 番 大 沢 俊 光君 24 番 濱 欠 明 宏君

欠席委員（なし）

事務局職員出席者

事務局長 一田 昭彦 事務局次長 大森 正則
庶務グループ 五日市清樹 議事グループ 田高 慎
総括主査

説明のための出席者

市 長 山内 隆文君 副 市 長 外舘 正敏君
副 市 長 星 文雄君 総 務 部 長 菅原 慶一君
総務部付部長 大湊 清信君 総合政策部長 中居 正剛君
総合政策部部長 晴山 真澄君 市民生活部長 勝田 恒男君
健康福祉部長 (兼福祉事務所長) 砂子 勇君 農林水産部長 村上 章君
産業振興部長 下舘 満吉君 山形総合支所長 澤口 道夫君
会計管理者 小倉 隆喜君 教 育 長 亀田 公明君
教 育 次 長 宇部 辰喜君 選挙管理委員会 長 谷地末太郎君
監 査 委 員 石渡 高雄君 農業委員会会長 荒澤 光一君
総務部総務課長 久慈 清悦君 農 業 委 員 会 藤森 智君
(併選挙事務局長) 事 務 局 長
教 育 委 員 会 米澤 喜三君 監査委員事務局長 松本 賢君
総務学事課長

そのほか関係課長等

午前10時00分 開会・開議

○委員長（大沢俊光君） ただいまから、決算特別委員会を開きます。

本委員会に付託された議案は、平成23年度各会計決

算であります。

この際、議案の審査日程及び審査方法についてお諮りします。

議案の審査日程は、本日及び10日の2日間とし、審査の方法は認定第1号の一般会計については歳入歳出別款ごとに質疑を行い、その質疑終了後に財産に関する調書について説明を受け、質疑を行うことといたしたいと思います。

次に、認定第2号及び認定第4号から認定第8号までの各特別会計については歳入歳出ごとに、認定第3号の国民健康保険特別会計は勘定ごと歳入歳出別に質疑を行うこととし、認定第9号の水道事業会計については決算書類ごと、そのうち1の決算報告書については収入及び支出ごとに質疑を行うことといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

なお、各委員にお願いいたします。質疑の際は、ページ及び項目等を示し行い、簡潔にお願いいたします。

それでは、付託議案の審査に入ります。

認定第1号 平成23年度久慈市一般会計歳入歳出決算

○委員長（大沢俊光君） 認定第1号「平成23年度久慈市一般会計歳入歳出決算」を議題といたします。

歳入1款市税、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 市民税にかかわって2点お聞かせください。

一つは、この法人住民税、補正で3,000万の減額をしているわけですが、これはあれですか、4項のたばこ税との振りかわりの関係での減額の内容ですか、お聞かせください。

それからもう一点は、市民税にかかわって年少扶養控除が廃止になって1億7,000万の増税負担増になっておるといっていますが、そうすると年少扶養控除の廃止に伴って、住民税が非課税の人が課税になる、あるいは増税になるということに伴って、保育料とか国保とか、そういう他の制度へのかかわりといえますか、いわば市民からすれば負担増の影響は出るようになるのか、それとも何か軽減措置があるのかどうか、その

点をお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 中務税務課長。

○税務課長（中務秀雄君） 法人市民税の関係でございますけれども、この補正で3,000万減という内容になってございます内訳でございますが、震災の影響によりまして、法人税割について減額が見込まれるということでの補正減ということで、たばこ税の直接の関連はないというふうに理解してございます。

あと年少扶養控除の廃止の関係、委員ご指摘のとおり、24年度から廃止ということでございます、ご指摘ありましたとおり1億6,000万ほど市民税においては増になるということがございまして、当然に委員指摘のような事態が生じるのではないかとこのふうには思っておりますが、個々の保育料とかについてはちょっと、うちのほうではとらえておりませんので、ご了承願いたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 砂子健康福祉部長。

○健康福祉部長（砂子勇君） 今、ご質問いただきました年少控除廃止に伴う保育料への影響でございますが、この保育料につきましては年少控除があったものとして計算して算定しているというものでございまして、この影響はないというものでございます。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 そうすると、たしか昨年の税制改正で法人税が引き下げになってますよね。そしてその振りかえ措置として、たばこ税で加配するんだと、そういう措置が取られたと思うんですが、その関係は数字的にはこの意味がちやんとなくなっているのかどうか。数字上も含めて改めてお聞かせください。

それから、今の年少扶養控除の関係ですが、そうすると保育料については影響がないということでしたけれども、そのほかの医療費の自己負担のかかわりとか国保税の問題とか、制度的には結構20くらいの制度への波及があるということですが、今答弁された保育料と同じように、影響を遮断するんだというのは保育料以外でありますか、お聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 中務税務課長。

○税務課長（中務秀雄君） 最初の質問でございますが、数字的には捉えてございませぬけれども、そういう趣旨だと思っております。

○委員長（大沢俊光君） 勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） 資料を取り寄せてか

らご答弁させていただきたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 そうすると、結論的に言うと子ども手当をつくるんだと、高校の授業料もただにするんだと。だから、年少扶養控除、特定扶養控除を廃止ないし縮小するんだというのが、これまでの政府答弁だったと思うんです。

ところが、結果として資料もいただきましたけれども、今の年少扶養控除で当初より膨らんで1億7,200万が負担増になると。特定扶養控除も含めれば1億8,000万を超える負担増になると。そしてかつ、子ども手当というのは、当初のあれで2万6,000円でしたか、それが1万3,000円になって、それが今度は1万円までになると。結局、もとの児童手当に若干1万3,000円ありますけれども、プラスマイナスすれば何のことはない、市民サイドからすれば負担増だけが残ったということになるのではないのでしょうか。どうですか。

○委員長（大沢俊光君） 中務税務課長。

○税務課長（中務秀雄君） 制度の趣旨と申しますか、年少扶養控除を廃止して、その財源をもって今回、子ども手当に財源を振り向けるという趣旨でございますので、結果的にそういう乖離が生じているということは、ちょっと税務課サイドでは理解しておりませぬけれども、制度はそういうことで成り立っているというふうに理解しております。

○委員長（大沢俊光君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 年少扶養控除にかかわっての国保とか保育料等、もろもろに負担増になるのではないのかというふうなご質問でありますけれども、今、中務税務課長のほうからもご答弁申し上げておりますが、結果的にはやっぱりそういう方向になるのかなというふうには思っているところでありますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（大沢俊光君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 17ページ、法人市民税と固定資産税のことについてですが、一つは不納欠損、両方ともあるわけですが、法人の場合における不納欠損を行う場合、どのような場合に該当しているのか、その基準をお願いしたいと思います。

それから、不納欠損の明細はどのようになっているかと。

それから、もう一つは森のトレーにかかわる分ですが、法人市民税とか固定資産税のこれまでの課税状況と納入状況についてお伺いをしたいと思います。

それから、その固定資産税にかかわる分で森のトレーの土地等が売却されたわけですが、その売却までの間の税金の滞納分の扱いはどのように行われたのか。その分についてお伺いします。

○委員長（大沢俊光君） 皆川収納対策課長。

○収納対策課長（皆川隆夫君） まず、私のほうから法人市民税の不納欠損の基準についてお話をいたします。

不納欠損につきましては三つございまして、法の第18条にありますとおり、5年の時効による債権の消滅、それから執行停止3年、それから執行停止期間中に徴収権が消滅したもの、この3通りございまして。法人市民税の不納欠損につきましても、個々の調査をいたしまして、例えば解散をしたもの、または財産を失ったものと徴収する上で不納欠損が妥当と認められたものについては不納欠損してまして、資力の回復が認められる場合においては、執行停止ということで対応しているところでございます。

それから、法人の内訳でございますけれども、法人市民税につきましては、平成23年度で件数として17件不納欠損している状況でございます。

以上でございます。

森のトレーに関しましてのご質問でございますが、こちらの事案につきましては、個人情報にかかわりますのでご答弁を差し控えさせていただきたいと思っておりますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） 先ほど小野寺委員に答弁保留した件についてご答弁申し上げたいと思いません。

医療費の個人負担分について、年少扶養控除が影響があるのかどうかというご質問だったというふうに思いますが、その部分については影響はないものというふうに捉えておりますが、国保税自体については影響があるものというふうに考えております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 答弁をお願いした分で、資産売却時

におけるこれまでの税金の滞納状況、それほどのようになったのかということをお伺いしたんですが、まだ答弁がなかったわけですけども。

あと、森のトレーの分について個人情報というふうにおっしゃいましたが、個人情報保護法は生存する個人に関する情報についての法律で、この法人は該当しないのではないかと、私はそのように理解をしているんですが、法人の場合でも該当するというのでしょうか。

それから、あと不納欠損等にかかわって会社等が解散をした場合というご答弁があったわけですが、森のトレーなんかも今現在、休業といいますか休止といいますが、全く活動してないというふうに思うんですが、組合を解散すればもう不納欠損、債権回収不能という形になるのかどうか、どのようにお考えなのかお伺いします。

○委員長（大沢俊光君） 皆川収納対策課長。

○収納対策課長（皆川隆夫君） まず、森のトレーの情報公開の件についてお話をしたいと思います。情報公開条例には当たらないという委員のご判断のようでございますけれども、我々徴収サイドとしては徴税吏員という別の身分がございまして。その中で秘密の保持ということが規定されておりますので、この関係でご答弁を申し上げられないということでご理解をお願いしたいと思います。

あと、次に解散をした場合、森のトレーが解散した場合どうなるのかというお話でございましたけれども、これは森のトレーにかかわらず一般論としてお話をさせていただければ、解散をして、なおかつ財産が残らないと、それで実態がない、代表者もなくなるということで、まず法人として存在をしなくなるというような状況であれば、それはいわゆる不納欠損としての対象として扱うことが妥当だということの判断になるかと思えます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 固定資産税にかかわる分、森のトレーの資産売却時の取り扱いの分については、お答えになっていませんよね。資産売却時にそれまで税金が課税されていて納入されていないものというふうに理解しているんですが、その滞納分の扱いはどのようになったのかということです。

それから、個人情報の部分にかかわってですが、個人情報だから回答できないというのについては理解ができません。徴収関係のやつで、ここで明らかにできないというのであれば、その分は理解をするわけですけども、先ほどの資産売却時にかかわる部分についてはお願いします。

○委員長（大沢俊光君） 皆川収納対策課長。

○収納対策課長（皆川隆夫君） 今、委員ご質問にあった点をちょっとご確認をさせていただきたいんですが、森のトレーの財産、それが例えば売却それから任意売却もあります、強制売却もあります。そういう点について、されたときはどうなったかというようなご質問の趣旨でよろしいのでしょうか。

任意売却または強制売却をされた場合につきましては、一応、任意売却の場合は実態がわかると差し押さえ、あればです。それから強制売却の場合は競売されますので、裁判所のほうにうちのほうから配当の申し出をして、それによって順位配当が来るというような手順になります。

例えば、民間で優先される債権があって、そちらのほうに行く場合については配当が来ない。ところがそういうものがなければ、請求した分の配当が来るというようなことが、一般的な配当のあり方でございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 そうすれば、資産が売却された段階で納税はされているというふうな理解でよろしいでしょうか。

○委員長（大沢俊光君） 皆川収納対策課長。

○収納対策課長（皆川隆夫君） それにつきましては、個々の案件になりますので、繰り返しになりますが、内容については私のほうからご答弁できませんのでご理解をお願いいたします。

○委員長（大沢俊光君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 この場での答弁はできないということですが、そうすれば監査委員のところでは、きちんとそういう状況は把握はしていると、そういう理解でよろしいでしょうか。この場では公表はしないことであっても。

○委員長（大沢俊光君） 石渡監査委員。

○監査委員（石渡高雄君） ただいまの質問ですけれども、私どもは今回の件についてそこまで事務局から

ただしたわけではございませんので、今の段階ではわからないということで。

○委員長（大沢俊光君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 今の段階ではわからないということですが、そうすれば後日ただして、その分は当然確認はできるという理解でよろしいでしょうか。

○委員長（大沢俊光君） 石渡代表監査委員。

○監査委員（石渡高雄君） 必要によっては私どもは聞きますけれども、例えば事務局のほうから今のような答弁されれば、それ以上は突っ込めないということになると思いますが、同じじゃないでしょうか、監査委員としても委員さんにしても。

○委員長（大沢俊光君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 この分について、この場で質問をして答弁をするということは、世間一般に公表されることと同じというふうに私は理解をして、そういう形ではできないということで、それは理解するんですが、ただ、監査委員のところではしっかりとその分を見ていただいて見たと。ただ、公表するわけにはいきませんよと。きちんと確認ができたというような報告をいただければ、例えばこの部分については私は了解ができるわけですが、公表はしません、監査委員もわかりません、見ませんということで認定をしていただきたいというのについては、ちょっと理解をしかねるわけですが、当局のほうのお考えをお伺いします。

○委員長（大沢俊光君） 勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） 先ほど課長からもご答弁申し上げておりますとおり、個人情報に該当するということで、この場では説明できないということでご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（大沢俊光君） 石渡代表監査委員。

○監査委員（石渡高雄君） それでは、今明確に回答できますとは言えませんが、私どものほうで担当課のほうに確認いたします。あとで、この委員会の席でご説明申し上げます。それではだめですか。

○委員長（大沢俊光君） 梶谷さん。保留でいいでしょう。他に、畑中委員。

○畑中勇吉委員 17ページの市民税の滞納の関係、整理の関係で特殊事情の滞納整理が行われたと、こういうふうなことなようなんですが、その点、どういう内容だったかというのをお尋ねさせていただきます。

それから、関係部局の連携、これは例年では監査の

ほうから指摘がされておるんですけれども、どのような取り組みをおやりになっているのか。また、課題はどのようなのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 皆川収納対策課長。

○収納対策課長（皆川隆夫君） ご質問にお答えをしますが、特殊事情の滞納整理ということで、これは法の15条第7項の5項の執行停止による消滅ということでご答弁をしたいと思います、よろしいでしょうか。

執行停止による消滅の内容につきましては、いわゆる即時消滅の規定ということで、地方税法の第15条の7第5項で、無財産により滞納処分を執行を停止した場合において、徴収金を徴収することができないということが明らかであるときは、納入またはそれから納付の義務を直ちに消滅をさせるという規定がございます。この規定で特殊事情ということで、ご質問いただいたと思います。

まず、執行に当たりましては動産、不動産、預貯金、各種保険等の財産調査及び必要に応じましては搜索等を実施いたしまして、換価価値のある財産等がないことを確認をいたしまして、さらに資力の回復が明らかに期待できない状況であると認められる事案について、この項の規定に基づいて即時消滅をしたものであります。23年度に15件、139万ほど、これの規定に基づいて欠損している状況でございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 皆川収納対策課長。

○収納対策課長（皆川隆夫君） すいません。失礼をいたしました。他の部局との連携でございますけれども、収納またはそれから保育料、それから給食費等もございますので、徴収サイドとしては、一体となって連携をもって情報交換等をして収納率の向上に努めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 23年度に3・11被災によりまして、法人も大きな影響を受けた、被災した企業も多数ある状況にあります。そういう中であって、市として例えば市民であれば国保税の減免等、そういった減免措置もあるわけですが、法人については法人市民税等の減免措置はないというふうなことで今日に至っております。

企業における減免措置として考えられるのは、税と

しては何かということと、いずれ被災した企業がなかなか立ち上がれない状況で1年間推移をしながら税はきっちり取るということは、どうも何かすっきりこないんです。

そういった意味での減免措置について、いろいろ議論した経緯があるのかどうか、お聞かせ願いたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 中務税務課長。

○税務課長（中務秀雄君） ただいまのご質問でございますが、法人市民税の減免の関係でございますが、3・11の震災を受けまして新たに特化した規則を制定したわけでございますけれども、その前の減免規則等においても、法人市民税につきましては法人税割の部分については、その年度で精算になるというか、企業所得自体が下がると納税する額も下がることから、減免の必要はないといえますか、薄いということでの法人税割についての減免措置はございませんし、均等割につきましては、均等割の趣旨から申しまして、広く負担していただくということでございますので、均等割については、そのまま納めていただく。個人市民税についても、均等割についてはそのとおりでございます。震災に遭ってもその分については納めていただくという趣旨でございますので、繰り返しになりますが、法人についてはその年において減免に相当するような収入減があった場合は精算できるという考えでの制度でございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 課長の説明はわかるんです。わかるんだけれども、私とすれば、やはり税務課長の答弁、それなりの事務レベルの答弁なんだけれども、やっぱり被災した市民であれ法人であれ、均等割については趣旨からいって妥当だというようなことなんだけれども、いずれこの被災法人に対する市の、しからば応援措置というのか、そういうのが何かあったのかということをお聞かせ願いたい。

○委員長（大沢俊光君） 中務税務課長。

○税務課長（中務秀雄君） 法人市民税については先ほど説明したとおりでございますが、固定資産税の部分で土地なり建物、あとは償却資産等被災した場合は減免しております。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 16ページ、鉱産税についてですが、調定、予算は14万5,000円、これに5倍ぐらいの60万という収入があるわけですが、何件かあるかと思いますが、会社名をあるいは個人名をお伺いしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 中務税務課長。

○税務課長（中務秀雄君） 23年度の申告納税者は東立鉱業でございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 保留中の答弁を残して質疑を打ち切ります。

2款地方譲与税、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

3款利子割交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

4款配当割交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

5款株式等譲渡所得割交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

6款地方消費税交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

7款自動車取得税交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

8款地方特例交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

9款地方交付税、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1点お聞かせください。

交付税の算定に当たって、基準財政需要額と基準財政収入額ですか、その関係ですが、需要額の算定にあたって、たしか一昨年から段階補正の見直しとありますが、かつて小規模自治体がなかなか財政運営が大変な状況に追い込まれたのがあったんですが、やっぱりそれではうまくないということで、標準自治体の規模を10万人として、それ以下の自治体も立ちいくように段階補正の修復、回復措置がとられて今日に至って

いるというふうに思うんですが、久慈市においてそれがどういう形で是正措置と申しますか、数字上どの程度上がっているのか教えてください。

○委員長（大沢俊光君） 浅水財政課長。

○財政課長（浅水泰彦君） ただいまの段階補正のご質問に対してお答えいたしますが、交付税の算定につきましては、委員ご指摘のとおり基準財政需要額、収入額という差額の中でされておるわけですが、その中で段階補正というふうなことで数字的にということでございますが、現在、数字を明確に捉えてはおりないわけですが、いずれ当市のような自治体モデルと申しますか、そういう全国の比較した類似の中で算定されているということで、ご指摘のありました中小自治体も立ちいくようなというふうなところでの財政効果は発現されているというふうにご捉えているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

10款交通安全対策特別交付金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

11款分担金及び負担金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

12款使用料及び手数料、質疑を許します。畑中委員。

○畑中勇吉委員 25ページの各センターの利用者数が減ってるようなんですが、大体人数でトータルでどれぐらい減っているのかお伺いしたいと思います。

それから27ページの学校施設、学校開放屋外運動場の照明施設なんですが、学校施設の照明の分はどういう内容なのか。また、学校開放の関係で4校ですか、どれぐらいの利用時間数になっておるのかお尋ねしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 宇部教育次長。

○教育次長（宇部辰喜君） まず、私のほうから学校開放の照明施設の利用状況についてお答えしたいと思います。まず、照明施設のある学校は4校でございます。順次申し上げたいと思いますが、久慈中学校は日数が20日で時間数として23時間です。利用人数としては延べ479人。長内中学校は17日の34時間の430人。大川目中が18日36時間994人。山形中が58日105時間834人。これ23年度の実績でございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 農村センターの利用人数ということですが、これは資料を取り寄せてご答弁したいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 宇部教育次長。

○教育次長（宇部辰喜君） 失礼いたしました。学校施設の3万347円の内容につきましては、これは各学校にあるプールの使用料と、あとは教員住宅の貸し付け使用料も一部入ってございまして、内訳を申し上げますれば、ちょっとお待ちください。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） 農村センターの使用状況についてお答えいたします。

まず、農村環境改良センターでございますが、平成23年度は使用料で2万7,920円、利用者数は98件でございます。

次に、大川目農村センターでございますが、使用料で5万5,360円で会場使用者数が136件でございます。

次に、ふれあい交流センターでございますが、使用者数が67件となっております。

侍浜農村センターにつきましては26件となっております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

13款国庫支出金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

14款県支出金、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 いわゆる緊急雇用が23年度、いろいろやられたわけですが、決算書でなかなかこれが緊急雇用だというのが、歳出の中身が見えてこないんです。これが緊急雇用ですって書かれてないんです。歳入のどこで総体的に緊急雇用の費用が措置されてるのかも見えてこないんで、この辺で聞かないと聞くところがないんですが、緊急雇用の全体の額とそれがどういった形でどこで歳入で措置されているのかをお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） 緊急雇用の関係での歳入の部分は39ページのところの労働費補助金という

ところに、緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生事業ということで、歳入の分が記載されてございます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 そうしますと、ここの説明では二つ緊急雇用創出事業とふるさと雇用再生事業とありますが、これは両方緊急雇用と理解していいのか、この上のほうの緊急雇用創出事業6億2,800万、これがいわゆる緊急雇用の費用だというふうに理解していいのかお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） いわゆる緊急雇用創出事業という名称のもとになりますと上の部分、しかしながら、ふるさと雇用再生特別交付金の部分、これにつきましても緊急雇用と同じように事業を実施し雇用しているということですので、総体的にごらんいただければと思います。

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

15款財産収入、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

16款寄附金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

この際、先ほどの歳入の1款での答弁がございましたので、答弁を求めます。石渡監査委員。

○監査委員（石渡高雄君） 大変申しわけありませんでした。先ほど事務局のほうで確認いたしました。それで、確認はいたしましたし、事務処理上問題なく処理されておりますことを確認しました。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 17款繰入金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

18款繰越金、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

19款諸収入、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 森のトレーにかかわって過般の一般質問でも出たわけですが、何回聞いても背中のかゆみを服の上からかいているようで、なかなかにしてわからないので、改めてお聞かせをいただきます。

そこで、林業構造改善事業補助金返還金ということなのですが、この適用の法律は商法ですか民法ですか、その適用法律は。まずはそこをお聞かせください。返還を求めている、商法を使って請求しているのか、民法の定めに基づいて請求しているのか。まずそこを教えてください。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

時効成立は何の法律が適用になるんだというご質問だったと思います。お答えを申し上げます。これには諸説が二つございまして、私どものほうもどちらが適用になるかということで、弁護士からご指導をいただいております。

結論を申すならば、二つの諸説いずれかは判断できかねるということでもございました。ただ、特別法、地方自治法でございますが、これでいくと5年、民法、一般法が適用になるのであれば10年、それで弁護士からご指導いただいている点は、当然短いほうということで捉えておくべきであろうと、私もそのように考えているものでございます。

それで、あとちょっとつけ足すならば、弁護士のほうはこのような考えはありますということなんですけれども、実際に法で争うのであれば、司法判断ということでもございました。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 そうすると商法の5年の時効を前提にしているということですね。それじゃ、次にこの時効中断の措置です。三つありますね、請求、二つ目には差し押さえ、仮処分とか、三つ目には承認、この三つが時効中断の手段、方法ですよ。

そこで、今回時効中断はこのうち何をもって適用してるんですか。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） この時効中断にかかわっても、弁護士のほうからご指導をいただいております。それで、債務者であるいわて森のトレー生産協同組合が、市に債務を保有しているという確かなものが文書等で提出があれば、それで時効が中断になる。そのようなご指導をいただいております。組合のほうから報告書をいただいて、現在時効中断をしたとこ

ろでもございました。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 わかりました。そうすると、承認という部分になるんですが、そうすると過般の議会でも債務者と定期的に会って話し合っているということでしたけれども、今答弁された文書は、毎年書いてもらっているんですか。それとも最終的にそれを文書で債務があるということの文書を、最新はいつの日付になっていますか。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 組合のほうから最終に提出いただいた日付は、23年2月1日付でございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 私も今の森のトレーにかかわってお伺いしますが、時効中断中ということなわけですが、先ほども税務担当者等からは法人が解散になれば、その権利も中断になるような、中断というか消滅するような話で聞いたわけですが、このトレーについては解散の動きがあるかどうかをまずお伺いしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 中新井田農林水産課長。失礼、林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） トレー組合の解散についてのご質問でございますが、まだこういう話は正式には聞いておりませんが、そのようなことも考えたいという話は伺ったところでございます。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 そういうことで、いつになるかわかんない状況なわけですが、解散になった場合には、この補助金の返還金についても消滅が来るというようなことで考えていいわけかどうか、お伺いしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 今の解散というか、組合を清算ということで、課長がそのようにお答えしたわけでございますが、組合には少なくとも市に対して債務を有してございます。それで、単純に解散することは法上できません。

何が確定しなければならぬかということ、組合としての債権債務を確定して、そしてそれを始末してから

でなければ、解散できないことに法上なっております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 念のために確認しますが、法上解散できないということですが、何法かお伺いしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） いろんな方法があるというふうには、弁護士の方からお伺いしております。その中の一つとしては、組合を清算するということになるかと思えます。

ちょっとお時間をください。

○委員長（大沢俊光君） ちょっと保留いたします。高屋敷委員。

○高屋敷英則委員 それでは57ページの最上段、久慈市史頒布代金というのがありますが、たしか久慈市史、昭和59年ですか出版されて、もう28年ぐらいたっているわけですが、現在もこういう形で頒布されているということですが、これはどういう形あるかというルート、そういうので頒布しているのか。あるいは、それは有料なのか無料なのか、恐らく去年もこういうふうな形で頒布しているということは、来年もまた同じぐらい頒布されるだろうというふうに思います。今まで出版されて、この久慈市史に関しては何部ぐらいさばかっているのか。

それから、久慈市史に関して言えば、これは我々が貴重な資料として読んで分には大変勉強になるわけですが、そのいろいろな中にあるのは、諸説入り乱れているわけですが、それはそれで結構なわけですが、仮にこの久慈市史を例えば執筆された方、あるいは監修された方、そういうような方々が我々のような一般の読者じゃなくて、執筆された方とか監修された方々から、もしこの久慈市史のある一部について間違いというような認められるようなものがあつたというような場合には、これに対する対応というのはどういうことなんでしょうか。何らかの形でその部分を訂正をしたりするような措置というものはなされるものでしょうか。

○委員長（大沢俊光君） 亀田教育長。

○教育長（亀田公明君） 久慈市史の件についてのご

質問にお答え申し上げますが、私から市史編さんが終了して、それで頒布をしていると。その後にその市史、要するに史実に誤りがあったといった場合には、どう対応するのかというご質問だったというふうに理解しているわけですが、それについては、市史編さんは市史編さんとして、それはそれとして一旦終了しておるということでございます。

今後、これからも先にそういった史実が改めて明らかになってきたといったことについては、それはまた新たなものとして、市史に変更を加えるとか新たな行為をしていかなきゃいけないだろうというふうに思っております。前のものを修正するとか、そういったところについては、それは措置はしないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 宇部教育次長。

○教育次長（宇部辰喜君） この久慈市史の頒布につきましては、久慈市立図書館にも置いてあるわけですが、図書館を通じて頒布している状況でございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 宇部教育次長。

○教育次長（宇部辰喜君） 有料でございますが、この3万2,000円につきましては、1巻、2巻があるわけですが、1巻4,000円、あるいは2、3巻5,000円、そして4、5、6巻1万2,000円と、そういった内容の3万2,000円でございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 久保図書館長。

○図書館長（久保司君） それでは、久慈市史頒布金に係る販売された冊数等についてご説明をしたいと思います。

平成23年度におきましては、7冊で3万2,000円になっております。これは第1巻が3冊4,000円、第2巻が1冊5,000円、第3巻が3冊5,000円、合計で3万2,000円となっております。

また、22年度前年におきましては9冊が販売とされております。

販売方法等につきましては、各久慈館及び山形館等においてチラシ等を管内に掲示し、販売を告知しているところであります。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 高屋敷委員。

○高屋敷英則委員 質問の仕方が悪かったかもしれませんが、28年間総体でどれくらいさばかっているのか、出版されているのかと、そういう意味です。

○委員長（大沢俊光君） 久保図書館長。

○図書館長（久保司君） 大変失礼いたしました。現時点では、全体の販売冊数等についての資料がございません。今後、調査というか集計等を明確にとり、管理運営をしていきたいと思っております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 57ページですが、公立文化施設活性化計画策定支援事業で34万3,000円なんです、この内容をお聞かせください。

それからもう一点は、岩手北部環境組合負担金返還金が141万報告されております。歳出の決算では1,631万7,000円の決算になっておりますけれども、その分について言うと、今事業が始まっていませんから、人件費とか事務費、割合出てると思うんですが、どの部分での返還金なのかお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 小田社会文化課長。

○社会文化課長（小田一君） ただいまの公立文化施設活性化計画策定支援事業についてお答えいたします。

これは、久慈市文化会館と旧山形村の山村文化交流センターおらほーの活用に向けた計画を策定するため、財団法人地域創造の地域メニューを活用し、第2次久慈市文化会館活性化計画を策定したものであります。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 先ほどの小倉委員のご質問に答弁保留してましたので、お答えいたします。

根拠法は中小企業等協同組合法の解散または清算というふうなことでございます。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 そうしますと、いずれ返還するまではこの返還金は消滅しないということで理解してよろしいかお伺いしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 中新井田林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 返還金の消滅でございますが、これは時効を中断している5年の間は

消滅しないということで考えております。

○委員長（大沢俊光君） 夏井生活環境課長。

○生活環境課長（夏井正悟君） 私のほうからは、岩手北部広域環境組合負担金返還金141万円の件についてご答弁申し上げます。

これにつきましては、平成23年度の歳入に入ってきておりますけれども、平成22年度末におきます人件費等の調整の結果、差額が生じた結果、この141万円が久慈市に戻されたものでございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 この第2次の活性化計画をつくったんだということですが、その年数、主な内容がわかればお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 小田社会文化課長。

○社会文化課長（小田一君） 計画の期間でございますが、平成24年度から平成26年度までの3年間でございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 いわゆる芸術監督が今回変わったわけですよね。そのかわりもあるかと思うんですが、従来の芸術監督との違いといいますか、そのこともこの3年間の計画の中に取り入れられているのかというふうな、どのようなことになっているのかお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 小田社会文化課長。

○社会文化課長（小田一君） この計画の中には、芸術監督がかわられたと、そういった部分については触れられておりません。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 その考え方なり3年間の計画の中身というのは、そうしますと基本的にこういうふうなことをやってるよという、私たちにはその資料が配付されないのわかりませんので、後日いただきたいと思いますが、どのような主な中身になってますか。

○委員長（大沢俊光君） 宇部教育次長。

○教育次長（宇部辰喜君） 先ほど課長が申し上げたとおりですが、基本方針を三つ掲げてございまして、まず一つ目が市民の参画と協働というふうなことでございます。二つ目が地域に根差した芸術文化活動、三

つ目といたしましては、市民の主体的な活動の奨励による人材の育成というふうなことを基本方針に掲げまして、それらを具体化するための目標、具体的な目標をさらに定めているわけですが、まず、先ほど永峰新館長のもちろん監修なりご意見を伺って立てたわけですが、特に永峰館長は地域社会との連携といいますか、地域と密着した芸術活動をしたというふうなことを申しております、そういったことを取り入れて進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 先ほどトレーの件で、中断から5年と言いましたが、何と聞いたかよくわかんなかったんですが、もう一回我々もわかるようにひとつ答弁をお願いしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） お答えを申し上げます。

弁護士からご指導いただいて、時効の中断を図ってございます。それで、時効の中断といたしましては、組合のほうで市に債務がありますという申し出と申しますか、確かに債務を有してございますということを書き等で提出があるならば、時効中断になるとご指導をいただいております。その文書は、23年2月1日付で市のほうに提出になってございますので、そこで一旦時効中断をいたしました。それで、時効の成立は諸説ありますけれども、最短の短い期間で5年ということがございます。それを弁護士のほうからいただいておりますので、この5年間の間に中断をかければ、時効は成立しないと。それで、今現在時効中断をしようということで、組合と折衝しているものでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 そうしますと23年、いつから5年間過ぎれば消滅するというのも考えられるということか、もう一つはそれ以前にもう8年か10年ぐらいたっているかと思いますが、その間の関係はどうなっていくのかお伺いしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 2点でのご質問でございます。

先ほど来お答えしておりますが、時効が成立になる

最短、いろいろな説がございますけれども、最短の時効成立期間は5年という説がございますので、この間に中断をかければ、またそこから5年、また中断をかければそこから5年、そういうふうなもので時効は成立しないというものでございます。

あと、この森のトレーの事案は、平成13年操業して1年後には事業を中断したわけです。そこからもうかれこれ10年あるので、中断がかかっているのかというご質問の趣旨だと捉えました。これには中断がかかっています。確かにそのものは、例えば司法判断等いただいた点もございまして、そこで中断はかかっている。そのようなものでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 どうも心配な点がありまして、この法人が解散、清算した場合に、私は請求権がなくなるんじゃないかなという気がしますが、再度確認したいと思っておりますし、もう一点はこれまでに返還金あるいは裁判費用等を市で支出しているわけですが、その総計は幾らになるかをお伺いしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） たびたび同趣旨のご質問をいただいております、我々も真剣に答えているわけですが、ぜひ他の委員の方々が質問されたことに対する答弁、このことを念頭に置きながらご質問いただかせませんと、同じことのご質問がどンドンどンドン重なってしまいます。そういうことでありますので、委員にはその点、十分にご配慮いただきたいと思います。

それで、清算については、先ほど来答弁をしているところでありますので、よろしくご理解をお願いします。

金額等については部長から答弁させます。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 確かな数字を持ってますので、確認の上お答えしたいんですが、訴訟費用として私の記憶だと1,000万を超えてあった。それを県と市で7対1の割合で負担すると、そのような考え方に立ってございます。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 今の部長の答弁を聞いてたら、私ばかなもんだから確認の意味でお聞かせを願いたいんですが、時効の中断というのは中断ですよ。つまり時

効がなくなると私は理解する。ところが部長の答弁は期限つき中断というふうに私は捉えたんだけど、この5年、5年、5年という確認、債務がありますよという確認書類があつて、それがあつると5年期限が中断する、時効が中断する。また5年後に確認書類をとつて、そこからまた5年中断するというようなことで、何か期限つき中断というのが時効にあるのかなというのが素朴な質問ですが、もう一度お願いします。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 私の説明が悪くて大変恐縮でございます。

時効というものは、何年間たてば、例えばこの場合は市の債権が消滅する、その期間、そのスパンがこの場合、私はいろんな説があるんだろうけれども、5年と捉えているところでございます。

それで、その5年間の間に時効を中断するならば、中断した日からさらに時効が成立する期間を5年というものが発生する、そのようにご理解をお願いしたいと存じます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 部長が答弁したのは、商法において5年、最短で5年だと。あるいは10年という説もあると、これはさまざまだと。そういう中であつて、これは債権に対する請求権等をはじめ、そういう確認書あるいは覚書というのか、確認書というのかな、そういうのがあつてもなくても時効は5年で捉えるんだよね、説明は。そこで時効を中断するために確認書が必要で、いずれ5年、5年、5年というときに、23年2月1日の確認書でありますので、そうすると次に時効を中断するためには、5年後の28年に確認書があるとまた5年延びるということによろしいですか。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 本当に説明が悪くて恐縮でございます。

今、濱欠委員さんおっしゃつたとおりでございます。

それから、先ほど保留した件についてお答えしたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（大沢俊光君） はい、どうぞ。

○農林水産部長（村上章君） すいません、再度保留させていただきます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 市長から同じような質問をするなど苦言があつたんですけど、ちょっと私、市民のレベルというか法律のレベルじゃないのでちょっとお聞かせ願いたいんです。

ずっと聞いていると、始末をしない限り解散はできないという、組合解散はできないという答弁ありましたね。今たしかこの組合の理事は3人しかいないと思うんですよ、みんな辞めて。解散はできないが、人間の命は限りがあるんです。不幸にして3人とも理事が亡くなった場合はどうなりますか。お聞かせください、まず。

○委員長（大沢俊光君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 解散については、部長のほうから答弁申し上げているとおり、いろいろな諸条件がございますので、なかなか組合の解散はそう簡単にはできないというふうなことであります。

市とすれば時効中断等の問題もありますけれども、いずれ組合と市と債権関係があるんだというふうな確認については、毎年きちっとこれは取り交わしをしていくと。そういう中であつて、やはり返還に向けて最大限の努力はしていくというふうな覚悟でございます。そういうふうなことから、たしかにおっしゃるとおり理事は3人でありましてけれども、不幸にして亡くなったということは、現在のところはそこは想定をしておりませんので、いずれ債権回収には全身全霊をかけて努力をしていくというふうなことでありますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 亡くなることを想定しなくて結構です。一般論としてどういうことなのかという部分を、まずお聞かせください。

それともう一つは、やはり同じ人間が片方は組合の人間、森のトレーの組合のですよ。片方は違う会社の人間、二つ持つてるんです。市民から両方見えてるんですよ。確かに法的には他の違う法人の形ですから、そちらには請求できないんだけど、しかしその理事の方も農地を購入したり、さまざまな財産を購入したり、もう利益を上げているわけです。そういった中で市民から見るときに、本当に解せないんです。確かに法律もあつて、組合はもう財産も何もない中で、皆さん、市当局は努力します努力しますって答弁が返

てきますよ。しかし、組合の財産はもう既に転売になって、銀行から差し押さえられてなくなっている状況ですよね。どうやってそこから取るという、取れるという考えを持っていますか。別会社でもうけている個人に対して、あなたもうけてるんだから出しなさいと言えるのかどうか。市民の皆さんはそういうふうに言ってますよ。しかし、なかなか法律上できないのかなと私は思うんですが。だから市はずっと答弁で努力します努力しますって、ずっともう10年を経過しようとしてますけれども、しかも財産が転売されて、もうあそこは違う方がもう操業して新しい企業が始まっている状況の中で、副市長は一生懸命頑張りますという答弁が返ってきますが、なかなかにしてむなしい答弁にしか聞こえないんですが、同じ人間の片一方の手から取る方法はないのかどうか、秘策があったら教えてください。

○委員長（大沢俊光君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 確かに城内委員ご質問のとおり、既に10年過ぎていくわけでありまして、これらについては、やはりなかなか進展してないという部分については、真摯に受けとめざるを得ないというふうなことでありますけれども、おっしゃるとおり、理事の方々でありますけれども、一方では別の顔も持っていらっしゃるというようなことも承知しておりますし、そういう点については市民の皆さんのやはり理事の方に対する捉え方というの、それはわかります。わかりますし、私としても非常にそういう部分では不満といますか、ある面では憤りの部分もあるわけでありまして、そういうふうな中であって、いろいろな法的な制約もあることも事実でございます。私も何回か組合側の理事とお会いをしながら、いずれ何とか回収に向けて話をしておりますし、それから一気に全額ということではなくても、それなりの返済ということは、やはり当然求めていかざるを得ないというふうに思っていますし、そういうふうなことで理事者側とは組合側とは私もお会いしながら、いずれそういう秘策ということを言われましたけれども、なかなかいい秘策というの、法に基づいて請求していることとございますので、そこは向こう側のやはり誠意ということも示していただきたいというふうなことで、現に私も彼らとお会いをし、そしてそういう点での話し合いをしているところでございますので、そこはご理

解をいただきたいというふうに思います。

一般論としまして、亡くなったということとございますが、これはなかなか一般論でも、相手の方々が亡くなったということでの答弁というのは、微妙なものでありますので、そこはご勘弁をいただきたいというふうに思います。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 訴訟費用にかかわって県と市が負担した金額でございます。総額で1,311万7,899円でございます。このうち県と市が7対1の割合で負担してございますので、市の負担額は163万9,734円でございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 返還金含めての総額、総計で幾らかということでの質問しております。総額。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 失礼をいたしました。今のが訴訟費用に対して163万程度負担していますということとございます。あと、県が国に補助金の全額を返還してございます。それに伴っての負担額を申し上げたいと思います。5,329万6,000円でございます。これがこの組合に対して市が負担しているトータルの数値でございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

20款市債、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

以上で、歳入の質疑を終わります。

次に、歳出、1款議会費、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

2款総務費、質疑を許します。小野寺委員。

○小野寺勝也委員 何点かお聞かせいただきたいと思っております。

これは69ページ、地震津波等災害応急対策経費委託料が出てるんですが、合わせると8億、9億近い金額になるわけですが、これは災害発生直後のがれき処理とかごみ処理とか、そういうの関係ですか。

○委員長（大沢俊光君） 夏井生活環境課長。

○生活環境課長（夏井正悟君） ただいま地震津波等

対策事業費 1 億6,800万、それからその次の復旧経費委託料等 7 億2,700万のことについてのご質問をいただきましたので、私のほうからお答えしたいと思います。

この委託料の対象は、がれき撤去の経費がほとんどでございます。そのうち発災直後に対応した部分、それにつきましては 1 億4,500万ほどでございますけれども、その主な内訳は市内 6 地区に分けて災害協定等を結んでおる業者さん等に 6 社に委託をして撤去した部分が約 1 億4,400万ほどございます。そのほか、し尿等の便槽のくみ取り等も 40万ほどございます。

また、それに引き続きまして 23 年度分につきましては、約 6 億8,500万ほどががれき撤去、それからがれき等の仕分け処分に当たる経費でございます。その主なものを申し上げます。6 億8,200万ほどが委託料で措置しましたけれども、がれき撤去に関しましては、7 社で約 1 億7,000万でございます。それから、自主撤去につきましては 22 件ございまして 6,400万ほどでございます。それから、仮置き場を平沢に措置いたしましたけれども、そちらの管理が 1 億円ほど。それから、岩手県委託してございますけれども、これは岩手県のほうで撤去委託した 8 社のほか、事務費とか分析費等が 1 億8,700万円ほどでございます。それから、土壌の測定に 180万ほど、それから廃棄物の処理につきましては、23 年度分で措置しましたのが 2 万9,165 トンでございますが、コンクリート殻が 2 万7,000 トンほど、可燃物が 100 トンちょっと、それから木くずにつきましては 2,000 トン弱という、それぐらいの事業をさせていただいております。

そのほかにも細かい事業、さまざま各課のほうであるようでございますけれども、大層の部分で申し上げますと、私どものほうで生活環境課のほうで担当したのがそのぐらい、トータルで 8 億ほどを担当させていただいております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 ありがとうございます。実は、災害直後の対応が非常に迅速にされたということで、行政の普通であれば入札にかけるとか、そういう仕方、通常であればあると思うんですが、委託という形で対応されたということで、それはわかりました。

次に、これはここで 69 ページの工事請負費で、小久

慈地区の応急仮設でのフェンス設置出てます。そこで、これにかかわってお聞かせいただければお願いしたいんですが、仮設住宅の風呂の追いき問題が懸案になっておったと思うんですが、その後の取り組み状況についてお聞かせいただきたい。

それから戻って 67 ページの電気料、需要費に電気料というのがあります。私は実は東北電力から電気料の内訳が来るんですが、消費税相当額、再生エネルギー発電付加金、燃料費調整というような内訳出てるんですが、そこで私は市にお願いしたいのは、こういう内訳を出すんだけど、いわゆる使用済み核燃料の再処理費用、あるいは電源開発促進税、これも電気料に結構な金額で含まれて電気料として請求されているんですよ。

ですから、何らかの機会を捉えて、東北電力さんにやっぱりそういう使用済み核燃料の再処理費用とか、電源開発促進税とか、そういうの内訳もやっぱり消費者にきちんと示して、エネルギーのあり方を考える一つの機会にしてみようということで、機会を捉えて要請してほしいと思いますがいかがでしょう。お聞かせください、とりあえず。

○委員長（大沢俊光君） 中居総合政策部長。

○総合政策部長（中居正剛君） 東北電力に対して内訳の中に再処理費用等について明示してもらうように要請すべきだというご意見でございます。それらについては内部で検討し、機会を捉えて対応してまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 櫛桁建築住宅課長。

○建築住宅課長（櫛桁善一君） 応急仮設住宅の風呂の追いきについて、ご答弁申し上げます。

まず、小久慈地区、旧長内中学校に建設しております仮設住宅でございますが、10 戸ございます。そのうち希望 8 戸ありまして、10 戸中 8 戸に追いきが設置されたということになります。また、旧久慈水産高校につきましては、5 戸建設されておりますが、希望で 1 戸ということでございます。また、同時に物置等も設置されております。これにつきましては、旧長内中学校については 10 戸中 10 戸全て、また旧久慈水産高校についても 5 戸中 5 戸全てに物置が設置されているという状況でございます。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 それから次に、過般の一般質問でも若干触れましたけども、人件費のうち職員給について、性質別歳出で見ると平成18年の合併時には、職員給については構成比割合で言うと11.6%になってたと思うんです。それで、この推移がどういう状況になっているかお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 久慈総務課長。

○総務課長（久慈清悦君） 人件費の推移につきましてご質問いただきましたが、ただいま歴年の推移が今手元にご覧いただけますので、資料を取り寄せて答弁いたします。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 それは後でお願いします。

それから、総務、入札にかかわって1点だけお聞かせください。

実は、これは北海道の例ですけれども、道の例のようですけれども、従事者の賃金です。公共工事設計労務単価から10%下回った場合には、その業者を改善方を要請する、指導するということがやられているようです。そこで、久慈市としても作業員の方々の賃金の支給状況です。設計労務単価との比較でどうなっているのかということ、抽出調査でもいいと思うんですが、お調べになってしかるべき対応をすべきではないかというふうに思うんですが、いかがですか。

○委員長（大沢俊光君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） まず、1点目の保留しておりました職員給ですけれども、21年度が構成比で9.3%、それから22年度が9.5%、23年度が8.1%と低減しております。

それから、二つ目の公契約の関係でのご質問と捉えますけれども、これは過般の一般質問等でお答えしておりますけれども、いずれ民間企業におきましては民間企業のいろんな条件があると、内部事情もあるということで、どの辺まで管理監督というかできませんけれども、いずれ市長のほうから契約上の内容についての指導監督の範囲内では、いずれ見ていきたいと。

ただ、それについては個々の労務単価、それについてまでちょっとどうのこうのということには、ちょっと難しい、困難が伴うというふうにご答弁申し上げているところです。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 85ページになりますが、戸籍住民基本台帳費ということで、二戸地区戸籍住民基本台帳事務協議会負担金2万6,000円というふうになっていますが、この協議会の設置目的と、それから今年度の活動とといいますか、1万3,000円ほどの支出がなされていますが、その内容。

あと、将来的にこれは一緒なるとか将来どのように動いていくのか、そこの部分について伺います。

○委員長（大沢俊光君） 勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） ただいま組合の設置目的と今年度の活動状況、将来どうなるのかというようなご質問でしたが、資料確認してご答弁させていただきますと思います。

○委員長（大沢俊光君） 蒲野市民課長。

○市民課長（蒲野喜美男君） 二戸地区戸籍住民基本台帳事務協議会負担金の設置目的でございますけれども、戸籍住民基本台帳に関する法令の研究並びに事務処理の統一を図ることを目的としておりまして、二戸、久慈地区の担当者等が交流しながら事務の資質を向上させていると。あるいは、いろいろな法務局等の事例等について勉強する機会を設けると、そういうふうな活動を実施しております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 それは法令研修とかそういうさまざまなことについて、将来こういう協議会を設置して一緒になるとか、そういうふうなのは全く考えていないというか、そういうことはないという理解でよろしいかどうか。

○委員長（大沢俊光君） 蒲野市民課長。

○市民課長（蒲野喜美男君） 確かに法務局は二戸の法務局で1カ所なんですけれども、現時点では将来的な統合等についての具体的なことは検討されておりませんので、ご了承をお願いします。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 69ページですが、2の1の1の15の工事請負費の関係ですけれども、この時点の地下水族科学館二次災害防止工事ですが、これは3・11以前のことじゃないと思うんですけども、この時点の329万4,900円契約の内容、どのようなことなのかお聞きかせたいと思います。

もう一点は2の1の9の1ですから、山形村史の関

係でございます。79ページ、諸費ですが、ここでは嘱託職員報酬675万4,800円ということになってはいますが、山形村史関係は162万何がしと伺っておりますが、この市史編さんの完成年度といえますか、いつごろになっているのか。既にこの決算で完成しているのか、お聞かせいただきたいと思っております。出た分については、進められてあった経緯があるんですけれども、どのようなことになってるかお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 私のほうからは、地下水族科学館二次災害防止工事の内容等についてご説明いたします。

これは3・11被災後に地下水族科学館の水槽等の海水侵入等で被災したろ過機等がございまして、この中に薬品とかいろんなガスとか含まれておりますので、これの二次災害を防ぐために洗浄清掃等を実施したものでございます。実施時期は4月1日から28の工事となっております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 澤口山形総合支所長。

○山形総合支所長（澤口道夫君） 山形村誌編さんの計画でございますが、現在、資料編の編さんを進めております。平成24年度に資料編を刊行予定でございます。

それから、最終になります。第3巻ということで通史ということで、平成26年度の発行というふうな計画で進めているところでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 そうしますと、この村史ですが、平成26年度の通史の発刊で終了というふうに捉えていいのかお聞かせください。

それからもう一点です。一般質問でも関連あったんですが、臨時職員の問題についての雇用、1カ月間の中断がありますよね。その年間1カ月間の中断の間の雇用保険等の措置がなされているのかお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 私のほうから臨時職員の1カ月の中断というふうなご表現なされましたけども、そこでの検討はなされているかということでございます。

〔発言する者あり〕

○総務部長（菅原慶一君） 臨時職員の雇用保険ですか。

〔発言する者あり〕

○総務部長（菅原慶一君） 失礼しました。臨時職員につきましては、雇用保険全て掛けております。それで、ハローワークの認定、要するに完全に求職活動をやって失業の認定がなされていれば、雇用保険は受給できます。

なお、おっしゃりたいことは、含みがあるとは思いますが、いずれにしろハローワークに対して失業認定、これを行わないと雇用保険は受給はできません。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 澤口山形総合支所長。

○山形総合支所長（澤口道夫君） 26年度の通史編の発刊ということで終了でございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 掛けてるというふうな答弁だったんですけど、実際問題、1カ月中断して、また元の島に戻りますよね。そういった方々に失業保険としてハローワーク出さないんじゃないですか。出せる状況になってないんじゃないですか、その辺、実際どうなってますか。どういうふうに捉えていますか。

○委員長（大沢俊光君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 個々の状況にもよると思っておりますけれども、ハローワークに行くとか再就職の予定とかそれから希望等のそれが見込みを聞かれます。そうした場合には、ご本人が完全に「いや、見込みがない。いずれ求職活動を続ける」ということになれば、雇用保険当然のごとく受給できます。

しかしながら、例えば市でなくても、どっかでも例えば、すぐどっかの会社に行くとか、そういうふうなことの実態がわかれば、それは認定にはならないと思っております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 そういうことです。ならないわけですよ。1カ月休み、また市の場合は特に3年間という話がありましたけど、少なくともその契約になっておりまして、したがって、この1カ月間、その方は無収

入なんです。自営業者と違って、労働力を売って賃金をいただいている方々の1カ月間、かすみを食って生きなさいということになるんじゃないですか、これ。今、一般質問でまだ見直しをしないという答弁がありましたけれども、まさに冷たい答弁じゃないですか。一般質問で、総務省でも対応してしてもいいですよ、改善してもいいですよと来ると言う状況ははっきりしたわけですから、これ働いている人たちが賃金がないまま1カ月生きるという、そういうことはこの公の場からやっぱりなくしていくという、そういう立場に立ちませんか。ぜひこの辺は改善をいただきたいと思えます。

本当に同じ働いて、課長さん方は本当に申し訳なくしているんですよ。片一方はちゃんとボーナスもあり昇給もなにもある。昇給はあるかもしれませんが、しかし1カ月間、戻ってくるのはわかってるから1カ月間無収入だということに、現場の課長さん方は非常に心病んでいます。そういう状況を1日もなくしていただきたいわけです。そのことは、やっぱり市民の全体の臨時職員であろうと正職員であろうと、やはり公務員の仕事をやっている以上、市民への奉仕者として頑張っていかなきゃいけない。頑張る力が出てこないわけですから、そういう職場での融和、いろんなことを考えている場合に、改善を速やかにすべきだと思うんですがお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） この件に関しては、城内委員さんといつも議論を交わすことになるとは思いますが、そもそも論になりますけれども、考え方の基本といいますか、出発点が異なるなと思っております。

まず、基本的に城内委員さんは、いずれにしろ労働者、これは生活給だよと、そういうふうな観点からおっしゃいますし、それからもう一つは臨時職員についても3年間で誰しも3年間でセットだよというふうな感じでご質問なさってますけれども、私どもの考え方は、もちろん生活給的な給料の存在もあるでしょうけれども、市役所の組織として、市民に対する行政のまず奉仕ということで、いずれある程度の能率給、それから責任給、これも当然のごとく要因としてあるものと思っております。それから、3年間セットじゃなくて、私どもはいずれにしろ6カ月雇用の地公法に基づく1

回の更新、これは固く法律上は守っていかなくちゃならん、そのように考えているところでございますし、一般質問でもご答弁申し上げるとおり、いずれ雇用形態としての1年を超えた継続の雇用、これは法的にも可能性はあります。ありますが、ほかの関連法との共済組合法とかそのような関連法から考えて、総体的に考えれば、いずれ今のところ、私どもは1年間で一旦は解雇と。解雇とは失礼しました。契約期間の満了というふうな格好で進めたいと考えているところです。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 73ページの臨時職員等の感じで今話がなされているんですが、この雇用する際、雇用するというふうなことだと思うんですが、その判断といいますか、人事評価みたいなのはやってないかと思うんですが、何か嘱託もそうなんですが、継続で雇用するという、いやしないというのものもあるかもしれないんですが、そのところの判断基準の取り組みといいますか、どの部分でどの部署でなされておるかお尋ねをしたいと思います。

それから77ページのバス停の上屋設置工事なんですが、これはどこを何カ所なのかお尋ねしたいと思います。

それから、一般質問でも質問させていただいたんですが、地デジの難視聴の関係です。八久道路が出て盛り土なんかかなり地形の変化が出てくるわけだと思うんです。現在、私が把握しているのであれば、侍浜なんかでは現在の市道、国道からかさ上げの分が10メートルぐらい、そこをボックスカーなんか通れば実質十二、三メートルぐらいの電波障害の壁ができるというふうなことになると思います。答弁では、原因者がその分について対処といいますか補償するというふうなことで、これから調査することなんです。調査するというのの予定といいますか、どういうところをどういう時期に調査するかというのを、もしおわかりでしたらお知らせいただきたいんですが。

○委員長（大沢俊光君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 私のほうから1点、臨時職員の雇用のスキームといいますか、それについてお答えしたいと思います。

各課におきましては、いずれ繁忙とか病休とかそういうふうないろんな事情があるわけですが、こ

れに従いまして雇用伺書というのを各部の判断で提出されます。それが人事のほうの担当に出されます。

それで、人事は当然として全ての雇用はハローワークのほうに求人を出します。求人を出しますと、その求職票とハローワークのほうではマッチングさせまして、ある程度の人数をこちらのほうにお知らせするわけですけども、それに伴いまして、私どもでは面接を行います。この面接におきましては、いずれ人事担当とそれから各担当課、これらの者が複数名で複数の方の面接を行いまして、これは項目がけっこうあるんですけども、それについて点数化いたします。それで、その点数化してその点数の高い順、これについて適材性、適所性をマッチングさせまして、雇用というふうな格好になります。

また、1回の更新につきましては、その担当課、主にその現場の判断に基づきまして、人事のほうに提出されまして、更新するというふうな格好で通例となっております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 嵯峨まちづくり振興課長。

○まちづくり振興課長（嵯峨孝和君） バス停上屋の設置工事の関係でございますが、こちらの4カ所設置いたしまして、1カ所は新中の橋、ジョイスのところになります。それから門前、これは東高校のところになります。あと基石前、それから消防署の向かいということで4カ所整備させていただきました。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 滝沢土木課長。

○土木課長（滝沢重幸君） 八戸久慈自動車道の盛り土にかかわって、地デジテレビ等の影響についてのご質問でございます。

一般質問の答弁では、いずれ原因者が責任を持って解決するという趣旨のご答弁を申し上げたわけですが、調査の時期とか対象者につきましては、まだ国のほうから明確に示されておりませんので、市のほうでもその辺を国のほうに要請してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 手短に、職員採用にかかわってお伺いしますが、きょうの新聞報道によりますと、盛岡市では国体競技会場のある国体級選手を特別に募集するというようなことで、今実施中なようですが、特に私

は非常にいいことだと思っておりますし、柔道においてはこの方法をとるべきだなど、こう考えています。市の考え方を伺いたいと思います。今後の採用等についての考え方をお願いしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 菅原総務部長。

○総務部長（菅原慶一君） 今のところ、そこまでの判断には至っておりません。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

この際、昼食のため休憩いたします。再開は午後1時5分といたします。

午後0時02分 休憩

午後1時05分 再開

○委員長（大沢俊光君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

審査を継続します。

歳出3款民生費、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 93ページ、15節の工事費なんですけど、図書館のトイレ改修工事も民生費でみているんですが、この内容的にはオストメイト用の設置だというふうに聞いているんですが、何で図書館の関係費用が民生費で措置されて工事がされているのか、お聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 和野社会福祉課長。

○社会福祉課長（和野一彦君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

これは障害者自立支援法の円滑な実施のため、障害者が自立した生活を営むことができるように行われる特別対策事業で実施したものでございます。昨年、平成23年度はその事業におきまして図書館のトイレをオストメイト化したものでございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 このオストメイト化のトイレですが、本庁舎には1カ所しかないような気がするんですが、新しい施設にはそれぞれついてきてると思いますけれども、この点で障害者自立支援事業だということですが、今後この形での計画、あるいは24年度で計画している部分があるのか、お聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 和野社会福祉課長。

○社会福祉課長（和野一彦君） この事業は、平成19

年度は市役所のトイレ、そしてその後、道の駅ガタゴンのトイレ、それから元気の泉のトイレ、それから総合福祉センターのトイレ等を整備したものでございますが、この事業は平成23年度で終了ということでございまして、ただし平成24年度はバリアフリー化の一環ということで、三船記念館のトイレを多目的化するという工事をこの9月の補正予算でお願いしております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 次に3の1の2の13ですが、緊急通報の97ページです。緊急通報貸与業務委託料、これは主要な施策の中にも出てますが、これは以前、従来のダイヤル式の電話でないと機種に対応できないということできてあったんですが、ずっと改善を求めているんですけど、プッシュホンにかわっても今の電話に対応できるというように改善されたかどうか。改善されたとすればありがたいんですが、その辺をお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 和野社会福祉課長。

○社会福祉課長（和野一彦君） 現在の回線はアナログ回線が一番良いようでございますが、対応できるものはADSL、光も対応ができるというふうに聞いておりますが、対応できないものはISDN、それから共同電話、これについては難しいというふうに聞いております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 そうしますと、このADSLとか光が対応できるとなれば、かなり需要があるふうに思うんですね。以前、そこができなくてなかなか対応しきれない部分があったんですけど、1,000万超えて決算になってるわけですが、このこともなかなかつきにくいといいますか、予算補正といいますか予算の計上が余り余裕がないという状況にあるんじゃないかと思うんですが、その点、申請があれば速やかにつけれる状況になっているのかお聞きします。

○委員長（大沢俊光君） 和野社会福祉課長。

○社会福祉課長（和野一彦君） 9月現在でございますが、17台を設置しておりますし、撤去したものが21台ございます。これは施設入所者の方が多くなったという現状でございまして、撤去が21台というふうになったものでございまして、待機という状況には今ござ

いません。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 小柳委員。

○小柳正人委員 一つお尋ねします。105ページぐらいですか、生活保護関係の質問ですけど、実は生活保護の方が病院等にかかられるときに、以前ですと最初から医療券というのを持ってこられたんですけど、最近は意見書というのを持ってこられまして、それを病院のほうで初診で診断して、それなりの内容、例えば1カ月、2カ月かかりますよ、要しますとかそういうふうなことを書いて意見書を出すわけです。そして、意見書を出してから、その後に医療券が各医院に送付されたりするんですけども、その意見書と医療券の発行までの期間というんですか、それはどのように決められているんですか、お尋ねしたいんですけども。

○委員長（大沢俊光君） 砂子健康福祉部長。

○健康福祉部長（砂子勇君） 生活保護の医療にかかるご質問でございますけれども、基本的な医療保険の場合は、生活保護受給をしている方が医療を受けるためにという視点が前提でございます。

それから、意見書につきましては、これは生活保護を受ける場合、もしくはその受けてる方が医療を受ける場合に医師の意見を求めるという大きな違いがございます。こういった時点から、この医療保険と意見書が若干のずれといたしますか、そういった券自体の仕組みに違いがあるという部分がございますので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（大沢俊光君） 小柳委員。

○小柳正人委員 実はご存じだと思いますけど、レセプト提出日ちゅうのは決まっていますよね、毎月大体最近では社保も国保も10日なんですけれども。例えば、月末近くに意見書を持ってきて初診で来られた生保の方がおられると。しかし、その時点では医療券の番号が、公費負担番号ちゅうのがないわけです。それで、意見書を出して初めて市のほうから送るなりしていただくわけですけども、その場合、間に合わないというんですか、そういうこともありますので、そこら辺をどう、最初から初診のときに持たせていただければ特に問題はないんですけども、今の制度ですと、これ何年前からそうみたいですけども、まず意見書を出して、その後に医療券、要するに公費負担番号がついて、簡単に言えば公費番号ですよ、それを記入され

た書類が送ってくるというスタイルになっているんです。そこら辺ご存じですか。

○健康福祉部長（砂子勇君） ただいまのご質問でございますが、今確認してお答えをしたいと思えます。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 これは93ページ、福祉の村の温水プール指定管理委託料、これにかかわって教えてほしいんですが、この温水プールです。23年度の利用実績は3万4,347人で、委託料は1,668万9,000円になっています。

ところが、この利用者の人数で見ると減ってきてますね。平成18年でみると4万988人利用してるんですが、委託料では1,489万3,000円の委託料になってるんです。利用者が減ってきている、もちろん利用者が減っても一定の固定経費というのはかかるんですが、委託料がふえてる要因、理由はなんですか。

○委員長（大沢俊光君） 和野社会福祉課長。

○社会福祉課長（和野一彦君） 温水プールのほうも整備してからもう20年以上が経過しておりますし、やはり経年劣化という面でいろんな施設の劣化が見受けられるということで、やはり補修費というのも増嵩しているというふうに捉えております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 そうすると、かなりの年月を経過しているということになると、いずれ早晚、大規模改修みたいなのも必要になってきているという判断ですか。

○委員長（大沢俊光君） 和野社会福祉課長。

○社会福祉課長（和野一彦君） やはり大きな工事も必要になってきておりますし、今年度は紫外線滅菌装置、これも七、八百万かかるんですが、これを改修したいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 次に、これは101ページですか。保育所整備にかかわって、たしかことしの子育て新システムというんですか、それによれば民間の保育所整備費の4分の3が補助になるという流れで来てますよね。ところが、今度のこの新システムでは4分の3というのは消えてなくなってしまっておるということで、民間施設が新たに整備する場合に、補助はどうなんだ

という声も聞かれるんですが、その辺はどうなりますか。

○委員長（大沢俊光君） 砂子健康福祉部長。

○健康福祉部長（砂子勇君） 今ご質問いただきましたように、新たな保育制度等にかかる法案が、さきの国会で成立したところでございます。この中で、民間保育所に対する整備費補助でございます。従前は4分の3以内を補助することができるという内容でございました。確かにこの法案自体の中からは、この施設整備費、民間保育所の整備費補助という項目が削られております。

ただ、この国会での議論の中で現状、現行の補助の水準、施設整備に係る補助の水準については維持するという考え方が、厚労大臣等からの答弁で示されております。また、この件につきましては、参議院の審議段階におきまして附帯決議がついておりまして、この水準を維持することというのなされております。

こうしたことを踏まえまして、国ではこの法律の施行自体はご承知のとおり恒久的財源を得てからの施行になると、いわゆる消費税でございます。これからの本格実施でございます。それまでの間に、この現行の水準を維持する方策、政令とかあるいは省令とか、そういったので定めるものというふうに捉えているところでございまして、当方といたしましては、現時点では現状の水準が維持されるものと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 和野社会福祉課長。

○社会福祉課長（和野一彦君） 先ほど答弁を保留しておりましたご質問にお答えをいたします。

医療券がないということで、意見書を発行するわけでございますが、この場合、速やかに医療券を発行するように努めているところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

4款衛生費、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 109ページです。4の1の1の19の排水施設整備事業補助金の関係ですが、水道事業所では何カ所かまだ配水池を持ってるわけですけども、この決算における配水池の整備事業の場所はどこのかお聞かせいただきたいと思えます。

それから、歳入で岩手北部環境組合の負担金の関係

の件費割合の関係で戻ったということだったんですが、この1,631万7,000円の決算なんですけれども、人件費比率とか事務費関係の負担率というのはどういふふうになっているのかお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 夏井生活環境課長。

○生活環境課長（夏井正悟君） 私のほうから、ご質問にございました岩手北部環境組合の負担率の件についてお答え申し上げたいと思います。

負担割合でございますけれども、一般管理費、人件費とそれから事務費等にかかわる一般管理費につきましては、均等割が10%、そして残りの90%につきましては、前々年度の廃棄物の排出量割合に応じるというふうなことでございます。

したがって、22年度の排出量割合は20年度の排出量の35.5%をとっておりますし、また23年度につきましては、前々年度、平成21年度の排出量割合36.0%というふうなことになってございます。

また、事業費に当たります調査計画費等につきましては、平成16年から平成20年までの廃棄物の排出量割合を用いて算出をしております。10%の均等割と、それから残り9割につきましては、排出量割合16年度から20年度まで35.4%の割合で算出してございます。

また23年度の北部組合の決算出ておりませんが、見込み額とすれば久慈市負担金につきましては、トータルで1,631万7,000円ほどになる見込みでございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 土井尻産業開発課長。

○産業開発課長（土井尻英明君） 配水施設整備事業費補助金のことについて、お答えします。

こちらは平沢の拠点工業団地に整備した水道施設事業費に対する起債の償還につきましての補助金でございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 もう一点ですが、その下の家庭用の生ごみ処理機補助金119万8,000円ですが、この23年度は27台普及したというふうに伺っていますが、その活用状況、利用状況等について、その状況調査をしているのかどうか。有効活用されているのかどうか、実態はどうなっていますか、お聞きします。

○委員長（大沢俊光君） 夏井生活環境課長。

○生活環境課長（夏井正悟君） ただいま城内委員から家庭用生ごみ処理機につきましてご質問いただきましたけれども、追跡調査につきましては、現在のところ実質的には実施できていない状況でございます。ただ、23年度の補助でございますので、実際の購入から長くても1年以内でございますので、どなたにご購入いただいたかデータでございますので、岩手大学との共同研究もやっておりますので、そちらのほうへのデータ提供等も考えてございますので、今後、それについては行ってまいりたいと考えております。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 一つは、これは111ページですが、地球温暖化対策について、主要な成果のあれを見ますと、基準年度が平成16年度になって、22年度で言うとマイナス1.1%ということが出てるんですが、これはそれでわかるんですが、いつまでに幾ら削減するんだという目標、どうなっているのか教えてください。

○委員長（大沢俊光君） 夏井生活環境課長。

○生活環境課長（夏井正悟君） 今、地球温暖化対策につきましてご質問いただきましたけれども、今ご指摘いただきました22年度分で1.1%の減というふうな数字でございますけれども、これは市役所の事業所の総計を見ながら、市の行政内部の数字で出た数字が1.1%ということでございます。これを16年ベースで6%削減を目標に立てた数字でございます。

ただ、現在岩手県のほうでも今策定途中でございすけれども、指標をどこに向かうのかという、原発事故以来まだはっきりしたものをいただいてございせんので、今後目標値をつくっていかなくやいけないというふうに考えてございますので、ご了解いただければと思います。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 原発事故で低くなってるのはいいんですが、6%というのは削減、いつまでの目標でしたでしょうか。改めてお聞かせください。

それから、109ページの各種健診にかかわって、特定健診でしたか、無料化したと。そして受診率の向上を図るんだということでしたけれども、その状況はどうなっているのかと、それから今も数値目標が満たしてるのであれば、ペナルティっていうのは、今も生きてるんですか。お聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 夏井生活環境課長。

○生活環境課長（夏井正悟君） 私のほうからは、目標年次のことについてお答えいたします。

目標年次につきましては、平成22年の目標がマイナス6%でございました。ですから、その後、目標を策定出来ていないという状況でございます。今後とも、そこにつきましては国・県の指導を受けながら目標をつくってまいりたいと考えてございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 蒲野市民課長。

○市民課長（蒲野喜美男君） 特定健診の実施状況についてのご質問だったと思います。

特定健診につきましては、いろいろな施策、一般質問でも市長のほうから回答させていただきましても、休日の実施とか、それから委員さんおっしゃったとおり無料化等、いろんな諸施策を講じておまして、現在の23年度で当市の実施率、これはまだ概数ですけれども30.3%と捉えております。ただ、県内全域と比較すれば、まだまだ低位にあるというふうなことで、もっともっと施策を講じまして実施率を高めなければならないというふうに思っているところでございます。

それからもう一点、目標率に対する実施率のペナルティの件でしたけれども、これについては現実的には正式な制度化にはなっていないというふうなことで、委員さんもそれはご存じだと思いますけれども、今の国のほうの考え方では、当初の考え方からかなり緩和されまして、特定保健指導を実施していない保険者に対してペナルティを課すというふうなことで動いている状況でございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 小柳委員。

○小柳正人委員 112ページの清掃費の関係だと思うんですけど、ご存じのように、市街地ずっと国道沿いにごみ回収日、月水金が何であるとか、月曜と木曜が燃えるごみであるとか、そういうふうなことをうたっているプレートがずっとあるわけですけども、そのプレートを見ますと、例えば街路樹に縛ってあったり、それからあとブロックに棒を指して、それにきちんと立ててきちんと看板として立ててあるところとか、街路樹の下に立てかけて、きちんと穴を掘って立てかけるとか、さまざまばらばらというんですか、やっぱり統一した町並みをつくるためにも、そこを細かいこ

とかもされないですけど、まず街路樹に縛っているのは外して、そしてそれなりの立て方というんですか、プレートの立て方ちゅうのがやっぱり必要ではないかと思うんですけど、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思うんですけど。

○委員長（大沢俊光君） 夏井生活環境課長。

○生活環境課長（夏井正悟君） ただいま小柳委員のほうから看板プレートの固定方法につきましてご指摘いただきましたけれども、確かにプレートの設置方法につきましては統一した考え方ではなく、その都度その都度の対応のような形で置かせていただいたり、設置させていただいているケースがあるかと思います。それにつきましては、今後まずパトロール等をして、状況をまず把握してまいりたいと思います。

また、街路樹等に縛りつけ、非常に樹木等へのダメージも大きいかと思いますので、実態を把握しながら適切な対応をさせていただきたい、考えてまいりたいと思います。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 109ページの上段なんですけれども、久慈医学談話会補助金というの内容と、それから私、一般質問でお尋ねをさせていただいたんですが、県立久慈病院の平成22年度と23年度の患者数の対比、それから22年から23年の収支の改善額がどれぐらいだったかというのを、もしおわかりでしたらお知らせいただきたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 大向保健推進課長。

○保健推進課長（大向雄二君） 久慈医学談話会の組織内容についてのご質問でございましたが、これは地域医療の推進と各医療関係機関との連携を目的とする久慈病院を中心とした会でございます。

活動内容といたしましては地域健康講演会、それから年2回におきます市民公開健康講演会などを久慈病院のお医者さんを講師としながら、あと久慈医師会それから久慈薬剤師会の先生方を講師としながら、講演会を開催しているところでございます。

○委員長（大沢俊光君） 砂子健康福祉福祉部長。

○健康福祉部長（砂子勇君） 久慈病院の運営状況のご質問でございますが、久慈病院から伺ったところによりますと、収支につきましては平成22年度が2億8,827万2,000円の赤字、それが平成23年度は2,192万

5,000円の赤字、いずれも赤字に違いないわけですが、こういった状況で2億6,000万円以上の改善といえますか、これが図られたというふうに向っているところでございます。

それから、患者数につきましては、さきの一般質問でご質問いただいたところでございますが、入院患者につきましては、平成22年度が延べ8万4,269人、それから23年度が8万5,203人、若干ふえていると、こういったこと等から入院患者数、あるいは一般質問でもご答弁申し上げているところでございますが、経費節減等に努めながら、こういった収支の状況に至っているというふうに向いているところでございます。

○委員長（大沢俊光君） 砂川委員。

○砂川利男委員 113ページの汚泥処理についてお尋ねをいたします。

廃棄物には、一般廃棄物と産業廃棄物に大きく分けられるわけですが、し尿処理場での一般廃棄物処理責任は市町村になるということで取り組んでいるわけなんですけれども、問題は生活雑排水とかそういうものを地下浸透式とか、そういう形で取り組んでいるところが市内には何力所かあると思うんですけど、同じ一般廃棄物を処理するし尿処理場に生活雑排水に関しては認めないというお話を伺ったような気がしているんですけども、そういった意味の考え方についてちょっとお尋ねいたします。

○委員長（大沢俊光君） 夏井生活環境課長。

○生活環境課長（夏井正悟君） ただいまの汚泥につきまして、一般廃棄物の考え方についてご質問いただきました。

まず、基本的には砂川委員ご指摘のとおり、考え方とすれば生活雑排水等につきましては、一般のし尿処理場等には一般廃棄物としては受け入れてないわけですが、今113ページのほうに事業名、無機性汚泥処理とか運搬業務等と決算書に記載ございますように、予算の範囲内で産業廃棄物処理をするべきものを収集させてはいただいております。

ただ、残念ながら予算の枠内での限界がございますので、非常にそういったところへの生活系への対応は少ないというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 砂川委員。

○砂川利男委員 お話はよくわかるんですが、実際問

題、この生活雑排水を地下浸透方式で最初のうちは自然浄化というか、浸透していくと思うんです。しかし、それが何年かすると、目詰まりを起こしている。汚泥を処理するのに、し尿処理場では受け取ってもらえない。同じ一般廃棄物でありながら受け取ってもらえない。最終的にお金のある人は、産業廃棄物として処理をしたりする考え方に迫られる。

こうなってくると、もともと一般廃棄物処理のほうの中にあるものが、対応が変じて産業廃棄物に転じているんだというような考え方は、法律的にいけばどうというのが根拠になりますか。

○委員長（大沢俊光君） 勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） 今、生活雑排水の地下浸透のご質問いただきました。ちょっと法律の根拠については今持ち合わせておりませんが、今、市としては非常に大きな問題でございまして、下水道の対応ですとか、あとは合併浄化槽への補助金とか、そういった形での助成もしてございますので、一気に改善とまではいかないかもしれませんが、下水道工事についてもしばらくかかるだろうということでございますので、いずれ予算の範囲内でもって対応してまいりたいというふうに向いておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（大沢俊光君） 砂川委員。

○砂川利男委員 件数にすれば、私はこの市内にある生活雑排水を浸透式にするというのは、数にすれば私はそんなにないと思うんです。ですから、現実的な技術的な対応にしても、し尿処理場に同じように投入を認めたところで、処理能力にも何ら悪影響を及ぼすものでなければ、逆にそういうのが投入されたほうがいいぐらいなのが、物理的な現象があるわけですから、ぜひともこの生活雑排水で悩まれているところにも、処理場のほうに投入を認めるような形の考え方を私はすべきだと思うんですが、お考えを教えてください。

○委員長（大沢俊光君） 勝田市民生活部長。

○市民生活部長（勝田恒男君） ただいま砂川委員さんからお話があったことについては、広域連合にお伝えをして協議してまいりたいというふうに向います。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 市街地のごみステーションのことです。

先ほどから小柳委員から、通りの非常にめぐさい状況があるというふうに指摘があった、私もそう思います。私は、以前市街地のごみステーションの設置について、金網の大きいやつを折り畳み式を提唱したことがございました。もう10年ぐらいなりますかね。なかなか検討していただけて、いわゆる塀とかそういうびたっとくつつくんです、そういう書いたやつが、たたむと。それがまたそのときだけ広げて使えるというのがあるわけです。

せっかく街路灯にお花を飾って非常にきれいな町なみをつくってるんですが、そのごみステーションがない関係で、網でネットでやっているとという状況で、非常に町並みに景観的にはよくないというふうに思っていました。

そこで、以前私が提唱した板塀とか塀にびたっとくつつく、利用するときだけ広げるというやり方があるもんですから、ぜひこれは検討していただいて、まちの町内会の方々と相談しながら、積極的なまちの景観をよくするということ。

それと同時に、ごみの清潔な出し方ということなんです、そういうことにもつながるわけですから、ぜひこれは検討していただきたいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（大沢俊光君） 夏井生活環境課長。

○生活環境課長（夏井正悟君） ただいま市街地のごみステーションのあり方について、ご質問いただきました。確かに、城内委員ご指摘のとおり、市街地の場合、スペースのない場所については、ネット式のごみステーションというふうなことになってございます。また、排出する時間帯によっては、長時間置いたためにカラス等の影響で散らばるというふうなことで、衛生的にも非常によくはないというふうな状況も散見されているようでございます。

今、ご指摘といたしますか、いただきました折り畳み式の金網式のごみステーションもあるというふうなことでございますので、確かに景観の形成であったり衛生面の問題であったり、そういうふうなこともございますので、今後勉強させて検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

5款労働費、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 115ページです。5の1の1の13委託料ですが、雇用相談員設置事業委託料でございます。これは商工会議所に配置をしているというふうに向っていますが、雇用相談設置ののぼりも見ることがないんですけれども、そういうことをやっていますという状況が見当たらないんですが、なかなか商工会議所に行っても、郵便局の向かいに見えるわけですから、そういった取り組みとか内容と、実際この雇用相談設置事業の中で、どのようなことが具体的になされて、相談に行く場所なのか、ちょっと実態がわからないのでお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 雇用相談員設置事業についてでございますが、これは商工会議所にふるさと雇用基金事業を活用しまして、一人の相談員を配置しております。

事業内容については、高等学校卒業者の就職率の向上、各教育機関等への進路指導部との連携等を図るため配置しているものでございます。

新規の求人企業開拓や就職希望者の効果的な面接指導等を行い、新規高卒者の就職率の向上に努めるものでございます。

また、管内企業の就職を支援するため、職場見学会等を実施しております。さらには、ホームページ等を開設して、管内の企業への設置を希望される学生やU、Iターンの希望の方に企業情報を提供しているものです。

また、最初のPR等につきましては、商工会議所のほうでの告知等をしていると伺っております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 そうすると、平成23年度の実績というのは、それはどのようなことになっていきますか、具体的に。面接指導とか高校の卒業生への指導とかやっている実際の実績。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 23年度の実際の相談件数等については、確認資料を取り寄せてご回答申し上げます。

○委員長（大沢俊光君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 労働費の115ページの労働者向けの講習会等にかかわってお尋ねしたいんですが、私らの

年代の時期といえますか、若いころは大変大工さんをやる人が多くて、たたき上げて木造建築等、宮大工まで迫るぐらいの技能を持った人もいると思うんですが、また、市内にはそのほか昔からの伝統的な技術といえますか、例えば畳職人とか鍛冶屋職人とか、また新しく北日本造船の船の本体の鉄板の溶接なり切断、あるいは折り曲げる曲線をつくる技能といえますか、そういうふうな高い技能も必要だというふうに言われているんですが、まず昔からの古来の技能、技術の匠を持った方々の把握、これらを行っておるのかどうか。

どういう格好というか、伝統の技能、技というのは後からまで残して継承させていければいいのかなと思いますし、また北日本造船なんかのように、今進出されております企業等の高い技術といえますか、代替できないような技術も必要だというふうなことも聞いているんですが、そこら辺の技能支援といえますか、技能習得の支援等の考え方について、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 伝統技能等の匠等の把握についてでございますが、ご質問の労働者技能講習業務のほうは、労務者協会に委託している部分でございます。それから、そのほかにも地域創造雇用協議会等での技能講習等を実施しておりまして、お尋ねの北日本造船等の関係では、アーク溶接技能特別教育やさまざまなそれぞれの専門の職種に応じた講習を実施しております。

匠のほうについては、人数や活動については把握しておりません。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 どれぐらい今、私も定かではないんですが、例えば大工さんの古来の建築様式の技術を持った木造建築とか、神社・仏閣等をやれるような、工事できるような方々とか、それから鍛冶屋職人です。昔のいろいろふるい熱しては水に入れて、高い技術でものを加工した技術を持った人があったようなんですが、そういう部類とか畳職人とか、そういうふうな後世に残したい、また残さなければならないような技術、匠を持った方々の把握をして、どのような形で伝統技能といえますか、こういうふうなのを後に引き継ぐような支援も行うべきと思いますが、その点について

お尋ねしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 伝統的などというか、匠の技術を持った方々の把握と、それらを生かした支援等についてでございますが、県のほうでは伝統工芸士とかそういったものもございます。小久慈焼の当市においても、資格っていうか指定されている方もいらっしゃいます。それぞれ大工や左官等、組合等あると思いますので、そういった機関とも連携しながら今後、把握に努めたいと思います。また、支援方法等については、どんなことがあるのか研究してまいりたいと思います。

それから、先ほどの城内委員のほうのご質問でしたが、当市のほうに、この内容について人数等の報告はいただいておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 1点だけお聞かせください。この勤労者生活安定資金、預託400万円って言われましたが、その利用状況はどの程度になっていますか。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 勤労者生活安定資金融資の預託金の関係の利用状況でございますが、平成23年度においては利用2件でございます。内容については、10年を限度に100万円を限度に貸し付けするものでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 400万円預託して利用件数2件というのは、もったいない感じがするわけですよ。そこで、一つは金利が3.415%って言われましたか。その金利をもう少し低くお願いできないのかっていうのが第1点。それから、貸付条件です。いわゆる勤労者の生活安定に資するという趣旨だと思うんですから、貸付条件をある程度幅を持たせて、例えば借りかえには利用できないとか、何かあるやに聞きます。そういう点では精査して、貸付条件の緩和等も要請をしていたらいいと思うんですが、いかがでしょう。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 2点ほどの質問だったと思います。金利3.415%についての緩和と貸付条件等諸々の要請ということでございますが、融資機関

が東北労金でございますので、この関係者等と協議をして、その件については、融資の金利等についてもいろんな定めがあると思いますので、検討していきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 今の答弁ですが、先ほど実績報告がないという答弁でございます。委託をして人件費として含めて350万円委託料出しているわけですよね。実績報告がない、実績報告を求めたらどうですか。そんな答弁ないと思うよ、私は。委託してんです、ちゃんと、きちんと。どういう仕事してるかっていうのは、やっぱり調べて、私は答弁いただきたいんですが。委員長、ご配慮をお願いします。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） これは報告をとるか、事業者の確認の上、答弁申し上げたいと思っておりますので、ご了承願います。

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

6款農林水産業費、質疑を許します。城内委員。

○城内仲悦委員 まず最初に、121ページ。これは6の1の3の13の委託料ですが、べっぴんの湯商品開発業務委託料899万2,173円でございますが、この費用で開発されたものは何なのか、そして商品化されてその実績はどのようになっているのかお聞かせいただきたいのが一つ。

もう1点、123ページですが、堆肥センターの1次発酵屋根修繕工事が658万6,650円決算されておりますが、ここの堆肥センターの関係で、実はここで出している堆肥があります。ちょっと名前は忘れましたが、その発酵時間が少ないということで、完熟してないというのが農家から指摘をされているのです。特に畑農家の方々。その方々は、安いから買って、さらに自前でストックして発酵、完熟にして使っているというような話でございました。これ完熟にするともっと売れ行きがいいはずなんです。

この1次発酵屋根の修理工事やったということですが、さらにもう1棟を建てることによって、発酵時間を確保できることになるんじゃないかというふうに思うんですが、その辺は改善を図るお考えをお持ちなのかお聞かせください。その完熟してないという状況については、皆さん方は承知してんのか、そこも含めてお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） まず最初に、べっぴんの湯の開発事業についてご説明いたします。この事業は、平成21年度から23年度までの3年間実施されまして、開発した商品はイワナの焼き干し真空パックの望郷縄ほしいわな、それからべっぴんの湯しっとり洗顔石鹸、べっぴんの湯うるおいミスト、それからべっぴんの湯保湿入浴液で、平成23年度に山ブドウワインを使用した山ブドウワイン飴を開発して販売しております。

販売実績ですが、平成23年度、縄ほしいわな44万3,415円、石鹸314万7,996円、ミスト262万149円、入浴液104万6,948円の合計で725万8,508円の売り上げとなっております。

べっぴんの湯の委託事業については以上でございます。

堆肥センターにつきましては、完熟されてないという指摘がありました。実態を把握しておりませんので、今後調査して、原因等を追究していきたいと思っております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 ぜひ調査をして、完熟の発酵した堆肥を出すようにしていただきたいと思っております。

次に、123ページの公共牧場関係、これエリート牧場が山形町にあるそうでございますが、農協に委託してるっていうふうには伺っていますが、このエリート牧場の経営実態と伺いますか、出資50%ってないような関係で議会には報告義務はないというふうには伺っていますが、この経営状況についてお聞かせを願いたいと思っております。

それからもう一点は、これも123ページですが、畑田地区の農道舗装工事、これはもう既に終わっているわけですけども、実はあそこ、ちょうど兼田建設の脇から真っすぐ大川目に向かって走っているわけ、幹線道路になっているわけですが。農道のど真ん中に幹線道路が走っている関係で、実はスピードがすごく出されます。で、標識もございません。で、これやはり農道ですから、幹線があって脇は4メートルの農道が全部直角に交差がなってますね。その関係で農機具、農作業中、非常に危険な場合もあります。また衝突事故は発生していませんけれども、子供たちの通学路にもなっているし、そういった点では歩道もないし、そ

った状況の中で舗装することはいいんですけども、そういったスピードの制限等をするとか、ぜひこれを検討していただきたいのと。それからこれ、ぜひ防災無線でもいいから呼びかけてほしいんですが、ポイ捨てがすごいです。例えば、ペットボトル、それから缶ビール、さらには栄養剤の瓶、田んぼにポンポン投げていくんです。缶とかペットボトルはまだ割れないからいいですが、リポビタンDとか瓶がありますね。あれがもし割れるとしたら、非常に田んぼにけがのもとになります。そういった点で、これはぜひ私たちも気をつけているんですが、田んぼに行くたびに私は拾ってくるんですよ。そういう実態があります。これは啓発の点ですから、ぜひ、当然、ポイ捨てはどこでもよくないんですけども、特にやっぱり農地へのポイ捨てについてはやらないようにという形の防災無線等を通じての啓発を図っていただきたいんですが、スピード制限のことで、ポイ捨てのやるなという啓発をお願いしたい。

特に、この畑田地区の農道には電柱が立ったんです。ご存じのとおり、あれは高圧線が通っている電柱です。これは、地権者の方々、農家の方々、あれができることによってスズメがすごいんですよ。非常に、この秋もスズメの被害が大変でした。あのことも、市道になった瞬間、これは前にも言ったことあるんですけども、農家の方たちには全く相談もないままつけてしまっているんです。したがって、あの柱に、スピード制限の看板をつけるときには、そういった点でのせつかくそういう柱がありますので、その点は、東北電力と協議しながら、スピード制限についても速やかな検討をいただいて、設置をいただきたいんですが、お聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） スピード制限の標識等については、実態を調査いたしまして今後検討してまいりたいと思っております。

それから、ごみのポイ捨てについても、啓発に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 嵯峨産業建設課長。

○産業建設課長（嵯峨康彦君） 私からは、短角牛基幹牧場についてお答えいたします。

この短角牛基幹牧場は、昭和60年に開設されたもの

であり、面積は105.5ヘクタール、草地面積が62ヘクタールでございます。基幹牧場では、日本短角種の集団育種を行っており、新しいわて農協に指定管理を委託しているものでございます。

その23年度の運営実績でございますが、放牧頭数が120頭、放牧期間は23年5月15日から同年10月13日までとなっております。その指定管理の管理内容でございますが、草地管理といたしまして、肥料、施肥でございます。あと牧舎衛生、あと放牧牛の管理等をやっております。

経営実績といたしましては、市からの指定管理料280万円、それから放牧料120頭分が367万8,000円、合計647万8,000円の収入でございます。支出に関しましては、肥料費302万4,000円、それから肥料散布とか牧柵とかポンプ修理等で82万9,000円、監視人等の人件費が230万円、その他費用等として32万5,000円の計647万8,000円、収支、支出、差し引きゼロでございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 梶谷委員。

○梶谷武由委員 先ほどのべっぴんの湯の商品開発について、商品名とか売上高の説明等あったわけですが、委託料からこの売り上げ等を見た場合に、いわゆる商品として製造販売、企業が維持できるという状況にはないんですが、このさまざまな開発された商品で、今後委託料がずっと続くと思いませんが、支払われなくても継続して生産が続くような販売の状況のいいといえますか、今後可能性のあるものはどのようなものが考えられるかお伺いします。

○委員長（大沢俊光君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） この開発された商品につきましては、今後も販売していくと、新山根温泉振興協会から伺っております。販売方法としましては、自社ホームページでのネットショップを開設、それから産業まつりでべっぴんの湯源泉と水道水との比較体験展示等、それから東京の岩手銀河プラザでべっぴんの湯PR化粧品、それからワインの飴の販売を行うと。それから、ブログを開設して地域の情報の発信、それにメール発信による地域及び商品のPRを行うと伺っております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 同じく、梶谷委員の質問と同じベッピンの湯の関係なわけですが、この委託は3年間でたしか終わるかなというようなことで記憶しておりますが、それでよろしいですか。

○委員長（大沢俊光君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） 委員おっしゃるとおりでございます。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 そうしますと、2,500万円ちょっとの委託料で、この売上げの総額はどれぐらいになるのかお伺いしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） 平成24年の9月末現在で、累計売上げが2,215万7,209円となっております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 大変売上げをしておりますので、間もなく委託料を超えるかなというところですが、非常にいい事業だったなとこのように思っておりますが、成果はあったなと思っておりますが、この商品については、委託をした市のほうにこの販売なり収入を得る権利、あるいは特許をとる場合の権利があるのかどうかお伺いしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） 新山根温泉振興協会となっております。

○委員長（大沢俊光君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 129ページの養殖の関係でお尋ねをしたいんですが、実は9月の初めでしたでしょうか、北海道に藻場造成の関係で村上市長ご案内のもとに、視察研修を生産部の役員がさせていただきました。大変いろいろ環境は違うわけですけども、参考になったという話を聞いております。もちろん藻場の造成のための施策はもちろんだったということなんですが、その生産場といいますか、町でやっている分は、10年とか20年のスパンで国の支援で研究調査等を含めて藻場なりイソガレイ等の事業を実施して、そしてその実施に当たって、その浜の漁民にも一定の賃金等が、作業等に対する賃金が支払われて実施されておる継続した事業だということを伺いましたが、私が考えるに、岩手県ではそういう事業が聞いたことがないような気がするんですよ。どういうふうな事業だったか、ちょっ

とおわかりでしたらお尋ねしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 中新井林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 養殖事業の藻場造成にかかわってのご質問にお答えいたします。

この事業は今、委員さんおっしゃったように、国の事業を得てやっている事業でございます。これにつきましては、いずれ磯焼け、また岩場に藻がほとんどないような場所に藻場を造成しようとする事業でございます。これを見せていただきまして、大変この養殖に取り組んでいるところと取り組んでないところの差がはっきりして、取り組んでいるところは藻場が繁殖してるといような状況でございます。

それで、携わる方に一定の賃金も支払われているということでございますが、ここではブロックの製造等委託しまして、そういうことに携われる方たちに賃金が支払われているというふうになっております。

いずれこの藻場の造成につきましては、磯焼けには非常にいいというふうに思っております。また、こちらに持ってきた場合は、こちらはそういう藻場の磯焼けっていうのも余り見られないと私は思っておりますが、栄養源を藻場に供給するっていうのは非常にウニ、アワビ等に対しても非常にいいことと思っております。これについてはもう少し実情を見ながら、地元に対しての指導等もしていきたいというふうに思っております。

○委員長（大沢俊光君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 行ってきた方々の話と、それから資料もいただいて見させてもらいましたが、ブロックと申しますか、その藻場造成のブロックが即、久慈の浜っていいですか、海岸に適応と申しますか、効果が上がるのかなということも一つは考え方なんですけど、ただ行ってきた人方の話を聞きますと、こら辺の久喜、小袖とか、侍浜みたいなどころの寒村と申しますか漁村で、国の事業が導入されて10年とか20年のスパンでそういう事業が行われているというふうなことに、大変関心が示されているっていうことを聞きました。どうしてそういうふうな事業を組めるんだらうなという。組めるんだらうたらありがたいなという話をしておりました。

私は私なりに考えたんですが、この前も岩手大学に水産学部の設置の関係で話をさせていただいたんですが、北海道は北海道の水産大学があって、そしていろ

いろな研究調査をやっている、国のほうにもそれなりの説得力がある事業等の提案等をして、そうした中で、そういうふうな10年とか20年のスパン、小さな村なんかでも事業が組めるっていいですか、国の事業が組めるようなそういうのも、水産大学があるのがかなり影響してるのかなっていうふうなことも考えたんです。

そういうことで、今、この前も話したんですが、岩手県の岩手大学なり北里大学と東京海洋大学ですか、の岩手大学と今回の連携協定は、水産大学院の設置構想を検討するというので、具体的にまだ動いてないし、それから岩手大学に水産学部をつくるというふうなことも、今の時点ではまだないっていうふうなことを聞いてます。ただ、もう北里海洋生命学科が、大学がほぼ撤退するというので、それから東京海洋大学は、しばらくはもう来れないんじゃないかなというふうな話もある中で、大学側も高等教育機関、水産の設置についてはかなり必要性を感じたような書き方をしております。

そういうことから私は、そういう面でぜひ沿岸の市長さんなり漁業水産関係者なりが一致協力して、その辺も国のそういうふうないろんな長期のスパンで対策が組めるような、事業を組めるようなそういう水産の教育環境といいますか、そういうふうなこと等も、そういう面からも整えていったらいいのかなっていうことも考えておったんで、お尋ねしたいと思いますが。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） ただいまのご質問にお答えを申し上げます。

畑中委員さんからは、一般質問の際にも大学設置について要望をしたらどうかというようなお話をいただきました。それで、3大学の協定内容について今、調べているところでございます、今後まず勉強してみたい、そのように考えてございます。

それから、北海道の藻場造成の視察について、ちょっと詳しくお話させていただきたいんですけども、行った場所は、北海道の日本海寄りの漁場を見させていただきました。そこは、先ほど課長が申し上げましたように、磯焼けが進んでるという場所でございます、これはもともと岩の形が噴火、溶岩みたいな、もう岩の状態という感じじゃなくて、もう岩の形をなしていないようなところでございまして、昆布とかワカメが、あれでは生えないだろう、育たないだろうというところ

ろを見させていただきました。

それで、国の事業が入っているということでございましたが、いずれにしても、そのところはこういう効果があるから国の事業を取り入れてやっていこうということではなくて、まずワカメ、昆布を育てるためにはこういうことをやっていかなきゃならないというような提案型の事業だったと思ひまして、その技術もいまだには確立されていないようなお話でございました。

でも、このブロックっていうのは、廃棄物等を利用した鉄分を含んだ本当にブロックと。波に入ればゆらゆらゆられて、最後は崩れていくというようなブロックでございまして、いずれそのブロック投入したところには効果があるよということを学んでまいりました。

それで、現実に久慈の侍浜の地先でもやってみたいという思いで、そのブロックをその視察先からいただいてきて、まず投入してみようかなと、そのような思いに立っているものでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 129ページの水産振興費にかかわってお尋ねしたいんですが、ここの項にいつもアワビの増殖の分、ウニの増殖の分があったわけです。合わせて900数十万円の決算が計上されておったわけですが、この3・11の関係で計上されないということで、これが先般の答弁からいきますと、23年、24年、25年、26年までアワビの供給が従来どおりできないと。4年間のアワビの種苗といいますか、稚貝が供給できない。ウニについては、まあそこそこ26年ごろからですか、5年6年から得られるけれども、得られないということで、この4年間の空白。27年になってアワビが300万個生産されて、稚貝がここで供給されるっていうのはいいんですが、この5年間の空白の挽回策。本来であれば、予算が1,000万円近く4年間、合わせて4,000万円計上されて、決算にも計上されて、そして施策が展開されなければならないわけですが、この空白分、この磯資源がその分が放流できないということで、空白ができるわけですが、この辺の資源維持の対策についてどのように考えるのかをお尋ねしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 中新井林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） アワビの稚貝の放流についてのご質問にお答えいたします。

委員さんおっしゃったように、23年から6年まで4年間、稚貝等が放流できない、資源が減少していくというふうなお話であります。確かにそのとおりとっております。で、放流できないならば、どうすれば資源の確保というふうなことを考えますと、今ある資源を有効に活用するというふうなことが一番だと思うんですが、これに対しましては、えさとなる昆布と藻場の造成に努めて、自然、今あるやつをふやしていくというふうなことが一番だろうと思います。いずれこの23から26年まで放流できないということで今なっておりますが、一日も早い養殖施設の復帰を願ひまして、26年と言わないでも、25年度もできるように何とか要望していきたいと、そういうふうに思うところでございます。

いずれ4年間の放流できないので資源が減るとするのは、私もそのとおりだと思っておりますが、いずれ今話したとおり、いろいろな方策を講じまして、現在ある資源を確保していきたいというふうに思っております。

○委員長（大沢俊光君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 資源回復で、今まで例えば生産部何かで3万個とか2万個を放流しておったところが、回復のために、それから50%アップして放流したいと。従来どおりのその割合で、市から支援等をしていただきたいというふうな、こういうふうな話が持ち込まれた場合に、これは27年から復興の終わる32年ぐらいまででもいいと思うんですが、50%ぐらい増加して、そうして4年間の空白をどっかで数字合わせをしていかなければ、最終的には磯資源がもとどおりに戻らないということなんですが、そういうふうなこと等も含めてお考えなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 中新井林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） アワビの稚貝の放流についてお答えいたします。

今、4年間放流できないので4年後に放流する場合等は増量した放流もいかなものかというふうなことでお話がありましたが、それも一つの方法と思います。それで、この養殖施設の復旧によりまして、稚貝の生産がどれぐらい余裕ができるのか、その辺等も含めまして、今お話のありました件については考えていきたいと、そういうふうに思っております。

○委員長（大沢俊光君） 畑中委員。

○畑中勇吉委員 一般質問で時間がなくて再質問でき

なかったんで、あわせてこの関係で質問をさせていただきたいんですが、実は、もぐらんぴあの余剰トンネルの関係で私、増殖施設っていいですか、提案させていただいたんですが、その回答の中で、一定程度の光が得られなければ増殖っていいですか、増殖のそのための事業が難しいって話を回答いただいたんですよ。これ、どこの水族館とか、もぐらんぴあだけではなくて、見てわかると思うんですが、基本的に魚でも魚介類でも、水族館ではほとんど光が入らないところで生存させ、生態系もそれで進んでいるという基本、私は認識でございました。

それからもう一つ、今、例えば例をとっていいですか、ウニの人工授精をするのに、どういう場所でやっているかといいますと、暗室のようなところで、蛍光灯のようなのがかすかについたそういうところで受精して、それから浮遊期間、ウニの原形ができるのが大体2週間かかるっていうんですが、その時期が一番ウニの増殖の場合が難しい、不安定な時期で、歩どまりが悪い、死滅するのが多いという、そういう時期なんですが、それも水槽に入れて暗室のようなところで時期を過ぎて、そうしてそれから2週間過ぎて、そして外の水槽に出すわけですが、そのときに大体のウニの原形ができて、そして、そのときのえさが珪藻っていう、太陽光で自然に発生する藻のようなものなんですが、それも太陽の光でも発生するし、蛍光灯なりその他の電球でも発生するというのを聞いています。

それで、何よりもいいっていうのは、洋野町の例えば増殖施設。ここでは揚水ポンプの電気料が大体1,000万円かかるって言っているんですよ。あのポンプ料だけで、もぐらんぴあまでほぼ同量の揚水ポンプで水を揚げて、もしこれを使えるっていうことになると、若干のろ過したにしても、そのまま排水分を使えるっていうことになると、大した経費の節減になり、事業効果も得られるというふうに思いますし、それからウニの増殖の水槽なんですが、洋野町の場合は、野ざらしの外に放置しておくわけですよ。放置っていいですか、屋根がかかからないところに。もしこれをトンネルの中に置きますと、何も丈夫なウニでも、5度以下になりますとえさ食いが悪くなって、成長の歩どまりがよくないってところを言われております。アワビでありますと、もう1度になれば死ぬってぐらいのことですから、そういう中でも、冬なんかの

トンネル中の室温がある程度安定的に推移すれば、やっぱり成長の歩どまりもいいし、事業効率も私はよくなると思うんです。

そういうことで――

○委員長（大沢俊光君） 畑中委員、簡潔に。

○畑中勇吉委員 ほかの委員からも出された栽培関係ですね。増殖関係の話で、市のほうでも前向きに話をなされておりますから、ぜひ地下トンネルの分は除外しないで、そこら辺は頭に入れてぜひ事業展開をいただければなと思うんですが、その点。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 一般質問の際に、久慈国家石油備蓄基地の地下トンネルを有効に活用したらいかがかというご質問をいただいて、市長からお答えしたとおりでございます。

それで今、委員さんは、太陽光でなくても、人工照明設備があれば珪藻の関係で十分ではなかるうかというお話でございました。専門家からお伺いした際は、確かにそのとおりでございました。ただ、一般質問の際、市長がお答えしたのは、こういうふうにお答えしたのではないかなと思います。一定のスペース、一定の広さが確保できた上、確保できなければという意味合いで、あそこの地下トンネルの、今私は物理的に一定の広さがないだろう。あわせて自然太陽光がないだろうねと、そういう答弁をしたところでございます。決して、委員さんおっしゃったのを否定しているものではございません。

で、栽培センターを考える上に当たって、今の地下トンネルを除外しないということでもございました。今現在は、物理的には困難であるというふうにご理解をいただきたい、そのように思います。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 林業にかかる木炭産業振興協議会補助金にかかわって1点だけお尋ねいたしますが、今、木炭の値段は近年にない高値になっておるわけですが、127ページですよ、下段のほうです。一番下のほうです。今、木炭産業にかかわるといいますか、製造にかかわっている人数と、一番若い方で木炭産業に、製造にかかわっている方は何歳なのかお尋ねいたします。

○委員長（大沢俊光君） 中新井林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 木炭産業振興協

議会補助金にかかわっての木炭の生産者等の人数でございますが、今、手元の資料でございますが、平成23年度で64人の生産者となっております。あと生産者で若い方はどれぐらいかということでございますが、年代までは確かでございますが、40代前半の方もいるというふうには伺っております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 今の木炭のいわゆる中国からの輸入が、一時期から見ますと随分と輸入が減りまして、今これから木炭に明るい兆しが見えてきているということでございまして、林業も決して悪い要素ばかりではないということでございますので、何とか後継者がつけないものかなと、そのようにとらえておりますが、その辺のこれからの人材育成ということについては、何かしら対策とかそういう育成についてありますでしょうか。考えをお伺いいたします。

○委員長（大沢俊光君） 中新井林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） ただいまの後継者の育成についての対策方法、何かあるだろうかということでございますが、はっきり申しまして、こうこうこういう対策っていうのは今、持ち合わせておりませんけれども、去年、北岩手木炭産業振興協議会っていうのが設立されまして、ここで久慈地域における木炭産業の振興を図るっていうことで目的でございます。その方たち等と、後継者の育成等については情報を得ながらどういう方法があるのか、どういう人たちがいるのかっていうのも一緒になって話し合っていて、この後継者育成を図ればなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 それでは、もう1点だけお尋ねしますが、炭窯に対する補助、つくる際に補助金があるのか。もしあったとするならばどの程度のものがあるのかお尋ねいたします。

○委員長（大沢俊光君） 中新井林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 木炭炭窯の補助についてあるのかということでございますが、市のほうでは、その木炭炭窯に係る4分の1程度の助成を考えているところでございます。

○委員長（大沢俊光君） 砂川委員。

○砂川利男委員 121ページから123ページについてお伺いします。この有害鳥獣防除対策ということについてお伺いをいたしますが、有害防除対策の対象物はどいういったものを対象に考えており、それにとってかわる予備軍的な対象物があると考えているのであれば、その認識を、考え方をお尋ねいたします。

それから、123ページの短角牛と岩手和牛と牛があるわけなんですけれども、主に飼われているわけですが、昔は短角牛が圧倒的に当地方は多い地域だったと思うんですが、最近では、和牛が多くなって短角牛が少なくなってきたのではないかなという感じがしますが、この主たる原因はいかなるようにとらえているのかをお尋ねいたします。

それから、125ページの岩手農地・水・環境保全向上対策協議会負担金というものの中身についてお知らせをお願いいたします。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 私からは肉用牛のことについてお答えを申し上げたいと思います。今、委員さんから黒毛和種がふえて、そして日本短角牛、短角種っていいですか、短角牛が減少しているのではないかというお話でございました。確かにその傾向にあると思います。その要因としては、まず1点は、山形村短角牛、これはもう高齢者のために繁殖農家の減少が第一の要因と考えてございます。

私とすれば、確かに物すごい減少でございまして、農協等と連携しながら地域内一貫生産体制、要するに、子牛も山形町から出し、そしてその子牛を育てていくんだと。そういう地域内一貫体制を目指しているものでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 中新井林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 有害鳥獣に係る対象物でございますが、ツキノワグマ、ニホンジカ、猿等でございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 失礼をいたしました。

岩手県農地・水・環境保全対策事業の中身でございます。これは、地域で農業者と非農業者が連携をいたしまして、よく共同作業でございますけれども、それで

農業者の手が及ばないといいますか、担い手等が減少している中で、地域内で農業施設、農道とか水路とか、そういうものを地域みんなの力を合わせて保全していきましょうねと、そういう事業でございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 砂川委員。

○砂川利男委員 鳥獣害保護についての熊とか鹿のご答弁をいただきまして、そのとおりなんですけれども、当局は鹿がどの程度ふえているようにとらえているかというのを私はお尋ねしたい。というのは、今の現段階では、鹿による農作物への被害とか、あるいは植林の芽を食いちらして大変だとかいう声は聞こえては来てない。実際、起きているかもわからんけども。このままいくと、近年物すごい勢いで鹿の増殖が、もう人家のあるところに来るように、うちのあたりはなってきたおるから、何らかの対策を早い段階に講じなければ、被害があつて始めたときは、とてもじゃないが手遅れになるのではないかなという心配の立場からお伺いをするわけですが。そういった意味でも、私が前に一般質問で申し上げた市が担当職員が見て判断して、猟友会等からの駆除できる権限を市が得るようにすべきだということを申し上げた経緯がありますが、そういう対策も含めて、今後検討していくべきだと思いますが、その考え方はどの程度あるかをお尋ねいたします。

それから、水・環境保全向上対策に関して、確かに国のほうでは限界集落というような言い方もされたりして、地方の小さい集落単位にも何とか活力を出していかなければならないんだという観点から、こういう名目が出てきたと理解しているんですが、そういった意味において、この市内において、集落営農を実際に組織になっているのか、あるいはそういうないとするならば、指導していくべきだと思うんですが、どの程度にとらえておられるのかをお尋ねいたします。

それからもう一点、山形村と久慈が合併の直前に、旧山形村のときに、木質バイオに取り組んで、木質系に優先に取り組むのか、糞尿のバイオに取り組むのかという議論の中から、たしか糞尿でなかったかなと記憶しているんですが、経産省の外郭団体に私は理解してありますが、NEDOとかいうところで、どうぞもう工事にかかってくださいよという決定の通知が出たと。それをなぜ合併前、工事にかかる運びをしないんだと

いうお話をしたら、当時は、いやこれはもう合併後に取り組んでいくんだという説明できたわけですが、それから足かけ7年近くになんなんとする状況の中において、どの程度議論されてきたのかお尋ねいたします。

○委員長（大沢俊光君） 中居総合政策部長。

○総合政策部長（中居正剛君） ただいま合併前にNEDOから決定通知があって、このバイオ事業に取り組むんだというお話でございましたが、新市建設計画の合併関連事業というものがございまして、その合併関連事業の中に、今お話のそういうふうな事業については載ってございませんので、今現在、どのような状況だったかというのは、ちょっと私情報を得ておりませんので、今後調べてみたいと思います。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 私から、鹿のことにしてお答えを申し上げたいと思います。ニホンジカの出没件数をこの3年間で申し上げますと、平成22年度はございませんでした。23年度は19件の目撃情報がございまして、それと、24年度、今現在でございまして、5件の目撃情報が市のほうに寄せられてございます。

それで、この鹿、確かに委員さんおっしゃったように、今現在は大きな被害が見受けられないところではございます。ただ、私は非常に心配しています。一気に増頭され、そして大きな被害が出てくるかもしれません。そのように憂慮してございまして、市といたしましては、先ほど委員さんおっしゃいましたが、鳥獣被害防止法に関する、正確な名前ではございませんが、通常、鳥獣被害防止特措法ということの法律において、プランニングすれば市町村みずから捕獲の行使をできるかもしれません。それに向かって、私は今年度中にその計画を作成してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 嵯峨農政課長。

○農政課長（嵯峨文弘君） 農地・水関係の組織化についてお答えいたします。現在、市内5地区において組織化されておりまして、今後新たに3集落を組織化する検討を進めているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 砂川委員。

○砂川利男委員 先ほど総合政策部長さんのお答えをいただいて、考えていただくということのようですが、当時、村の場合は外国まで視察に行つて、検討をして、苦勞してNEDOから資金的なものがいただけるというもう着手寸前まで行つた経緯がございまして、これをさらに精査していただいて、久慈市の独自のバイオマスタウン構想なり何なりに、私は転用している非常に有力な問題でないかなというふうに思います。事実、農水省の関連予算を使って、県内でも2市ぐらいそのエコタウンをつくっているところがあったような記憶でございまして、その中身を見れば、久慈市にない資源を活用してエコタウン構想に取り組んでいるわけではないわけですから、久慈市も十分余りある資源があるわけですから、これを活用する母体に、私は十分なり得るものだと思いますので、ぜひともご検討していただきたい。考え方をもう一度その決意をお願いします。

○委員長（大沢俊光君） 山内市長。

○市長（山内隆文君） バイオマスエネルギーに対する取り組みでございまして、これまでもご質問等にお答えする形で、たびたび答弁させていただいております。その中で、再生可能エネルギーの重要な柱であるというふうに考えておりますので、可能性をこれからも探ってまいりたいとこのように思っております。

なお、バイオマスには大きく分けて木質系、あるいは委員ご指摘のいわゆる家畜系等々あるわけでありまして、いずれの面についても研究を進めていきたいというふうに思っております。

ただ、ご指摘の前提が、旧山形村時代に議論されて着手直前だったからということでは決してないわけがあります。もしそれを引き継ぐという形で新市に受け継がれるものであれば、これは新市建設計画の中しっかりと位置づけられていたはずですが、当時の記憶をたどってみても、その点は決して明らかなものではないという認識であります。新市久慈市として、これはしっかりと取り組みを進めていくと、こういう思いでありますので、ご理解をいただきます。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 2点、端的にお尋ねいたします。

これは、123ページの委託料で、特産品開発販路開拓業務委託料にかかわつて、これの開発販路開拓、そ

の内容をお聞かせください。そして、なおかつ開発販路開拓を踏まえての今後の見通し、期待を持てるのかどうか、お聞かせをいただきたい。

2点目は、飼料用の、えさ用の稲の栽培、たしか大川目で試験栽培でしたか、おやりになっていると思うんですが、その状況と見通し、どういうふうにとらまえているのか、この2点、お聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 嵯峨産業建設課長。

○産業建設課長（嵯峨康彦君） 私からは、特産品開発販路開拓事業費についてお答えいたします。内容と今後の見通しでございますが、製品等の内容といたしましては、元レストラン東急の総活シェフさんですか、大塚シェフさんっておるんですが、このシェフさんを中心に大地を守る会のファンクラブ企画向けに短角牛やホウレンソウを使用したキッシュのシリーズが採用され、製造が始まっております。また、アレフより、調理済みハンバーグの委託製造のお話をいただき、23年度に試作などを重ねてまいった結果、本年4月より本製造に入ることとなったということでございます。

また、もう一つは、被災した東北を食を通して応援したいと、東北の食を守りたいという思いからスタートした「ソウルオブ東北」という雑誌みたいなものがあるそうなんですが、これ向きに商品提案が通りました、一つは京都の料亭で、ミシュランの三つ星をいただいた店なようですけれども、ここで監修した短角牛のみそユズ漬けですか、通販でやっておるそうですが、もう一つは、レストラン米村さんの短角牛とキノコのカレーセットが婦人画報や高島屋ギフト企画などで製造販売をいたしているとのことでございます。

また、地元向けの短角牛ハンバーグも完成しましたので、今年度から大地向けじゃなく、地元向けのハンバーグでございますけれども、製造販売を開始いたすということでございます。アレフのハンバーグの調理は、本年5月から月8,000パックの製造予定に入っていると伺っております。事業の成果も少しずつではありますが、見えてきたということで、農舎の関係者のほうからお伺いしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 耕畜連携による米の飼料、そしてWCSについてお答えを申し上げたいと思います。これは、耕種農家、畜産農家の連携によって

成りたっているものでございます。それに加えて、われも耕畜連携で有効に使いましょうということで、委員さんおっしゃったように、大川目地区、そして夏井地区で推進しているものでございます。

これは行政と生産者のみではなく、もちろん農協さんからも入っていただいて、大いに有効であるというお話をいただいて取り組んでおります。そして、農協さんの大幹部も、これは新岩手農業協同組合で大いに進めるので、生産者も行政もついてきていただきたい。そのようなお話を伺っております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 小野寺委員。

○小野寺勝也委員 答弁いただきましたが、今のえさ用の稲の栽培では、大いに期待できるということなんですが、現在の作付面積ですね。それから、そうすれば近々面積の拡大等も図るといことになりますね。その点いかがでしょう。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 作付面積まで記憶してございませんでしたので今、資料を取り寄せてお答えをいたしますけれども、いずれこれ、先ほども申しましたように、耕畜連携として非常にいいことだということで推進していくべきものだと、そのように考えてございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 下館委員。

○下館祥二委員 短角に関連しましてちょっとお伺いしたいと思いますが、おととい、日曜日の報道番組で短角牛、久慈市の山形町の小国が出てまして、熟成肉についていろいろ大変、赤肉の画期的な食べ方だということが出てたようですが、大変報道番組ではほめたたえて、これはすばらしいもんだということだったんですが、一方では、あんまり切り合わせて見ますと、いまこれはちょっとよくないというような話もあるんですが。その辺の真意っていうか、それはわかんないにしても、当局ではどういう認識をお持ちかちょっと伺いたいと思います。

それからもう一つですが、さっき木ノ下委員の質問で、炭窯に4分の1の補助っていう話ですが、これちょっともう一回確認します。確かでしょうか。4分の1補助っていうことでお答えしたようですけれども、あれは100万、200万円ぐらい、恐らく炭窯っていうのは

かかるんじゃないですかね。それは確かなのかちょっと確認します。

○委員長（大沢俊光君） 嵯峨産業建設課長。

○産業建設課長（嵯峨康彦君） おとこの報道等ございますけれども、朝7時半から何か報道特集か、私もちらっと見とったんですが、ドライエイジングとか何とかっていう熟成させる手法なようなんですけども、今、この前の報道を見てございますと、大分技術的にはクリアしなければならない多々問題点あるとかいう内容でございますけれども、実は私、9月の中旬に札幌のアレフ本社にハンバーグの関係でちょっと要望に行った際、アレフの直営店でその熟成肉を昼食に食べてきたわけですが、はっきり申しまして、本当に抜群にうまいとかそういう、私個人の見解ではそういう感じ持ったんですけども、いずれ報道見ますと、これから赤肉等に関しまして有利なといいますか、熟成、おいしくいただける肉ということで、注目を浴びているということです。今後、生産者とかそういう関係団体等と情報を収集しながら勉強してまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 中新井林業水産課長。

○林業水産課長（中新井田欣也君） 先ほど炭窯に対して市の4分の1という補助ということでお話しましたが、それは確かなものかということのお話でございますが、私ちょっと説明が足りなかったと思っております。今、これまでの事業で県単事業を参考にしまして、上限を設けまして、それに対して4分の1程度の補助をするということでございます。平成23年度の事業で申しまして、金額の額でございますが、8万円を上限ということとなっております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 下館委員。

○下館祥二委員 ありがとうございます。

先ほども木ノ下委員が話してましたが、後継者を育てたりするっていうことは非常に大事なことで、特に久慈市は日本一の炭の里のはずです。日本で一番の黒炭を出荷している地域だと思いますので、これは大いにいろんな支援をしていかなきゃならないと思いますので、ひとつその辺よろしくお願いします。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 1点目は、今、えさ米の話が出たわ

けですけども、ご承知のとおりトウモロコシの干ばつがアメリカで行っています。もう既に、輸入のえさが高騰してるっていうことで、国も当然その対策をとるわけですけども、この問題は畜産を営んでいる方々の死活にかかわる問題だと思うんですが、この輸入えさのアメリカでのトウモロコシの干ばつによる不作により高騰が予想されているわけですけども、その点についての情報とかとりながら、対策練らなきゃならないと思うんですが、どのようなことになっているのか。農業新聞等では、もう既に心配の記事が多々出ておりますが、市当局とすればどのようなことをお考えになっているのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、これ125ページですが、今回、県営ため池等整備負担金ということで1,575万円か。たしかこれ、15%の負担で県事業なんです。いわゆる国が土地改良区のこれは農村農業振興地域における用水路の整備で1億500万円ですかね、この総事業があったわけですけども、その関係で、実はいわゆる農業振興地域のこれまでずっとお話ししてきた寺里から天神堂にかけての用水路が、県のこの県営ため池整備事業でやられるんじゃないかというそういう状況が出てきてるんですが、その状況についてどうなっているのか。先日も老朽化した幹線から水が漏れ、久慈小学校の裏の住宅地内に水が流れるということで、もうちょっとで住宅地に水があふれるっていう状況があったんですけども、いずれ今、ちょうど農作物、水田も稲刈りの時期に入っていますから、今あんまり水が来ていませんけれども、いずれこの老朽化した用水路の修繕という抜本改造というのは緊急の課題だというふうに思っていますが、やっとならぬと県が腰をあげるやに伺っておりますけれども、市はどのような対応をしているのかお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） ただいまの2点のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、アメリカのトウモロコシ不作と、それで価格の高騰があるのではないかとのご質問にお答えをいたしたいと思っております。専門誌によれば今、委員おっしゃったような状況であるというふうに報じられていて、恐らく価格は高騰するのではないだろうか、そのようにとらまえてございます。これについては、資料の正確な名前をちょっと記憶してございませんが、価格を

抑える基金がございまして、これは十分に国から補てんされるべきものと、そのように考えてございます。

委員長すみません。ここで、保留している答弁をお答えいたしたいんですが、よろしいでしょうか。

○委員長（大沢俊光君） どうぞ。

○農林水産部長（村上章君） すみません。じゃあ、2点目の幹線水路の点でございます。農振地域外の地域における補修ができるかできないか、その見通しということでございました。これについては、具体的には寺里、天天堂の箇所を指すものととらえましたが、これは事業主体なるべきところを想定しますと、県営事業で実施していただきたいということで、県北広域振興局に申し入れをしており、そして現場を見ていただいて今、検討をさせていただいているところでございます。そのような状況にあります。

以上ですが――

○委員長（大沢俊光君） どうぞ、保留答弁も。

○農林水産部長（村上章君） すみません。飼料という思いで先ほどお答えいたしたかったんですけども、小野寺委員に保留している面積でございます。WCSプラス飼料米全面積で10.7ヘクタールでございます。そのうち飼料米は20アール。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 ぜび用水路の整備、県で主体、県営事業のほうで実施するという方向で動いていますので、全力を挙げてこれは実現方を図るようにはこれお進めていただきたい。これは強く要望しておきますし、それからいわゆるえさの価格高騰については、基金で補てんされるというふうに答弁あったんですけども、ただこの基金も非常に潤沢ではないようなことも伺っていますので、ひとつ県を通じて国に対してきちんと要望していくことも大事だと思いますので、この点では本当に農業者団体と協働しながら機敏な対応をしていただきたいと思うんですが、よろしくお願ひします。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 今いただいた2つの点、本当に水路はこれがなければ農業はできないわけでございます。強く要望してまいりたいと思いますし、基金の点についても注視しながらそういうことになった際は、強く国に訴えてまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 木ノ下委員。

○木ノ下祐治委員 先ほどの炭窯の補助金の関係なんですが、1基つくるのにいわゆる8万円の補助ということだそうですが、余りにも情けない話でありまして、これは誰しもが聞いても「ああ」と思うでしょうから、ある程度の、先ほどの答弁がちょっとまずかったということで修正があったわけですが、やはり少なくとも3分の1程度の補助金は欲しいものだなと。やはり産業というのはやはりある程度やる気を起こさせると、そういうものであってほしいなと、そのように考えております。

それから有害鳥獣の関係なんですが、当局では、多分情報をお持ちではないと思うんですが、夏井の富原ここに上夏井といううちがあるんですが、あそこにトウモロコシ畑があるんですが、そこに恐らくこれマタギの方の話ですと、トウモロコシ畑に今現在、5頭の熊がいるようだと。5頭ですよ、皆さん。たったトウモロコシ畑の一角に、恐らくほとんどの方がこの情報をもっていないと思います。これは、いわゆるマタギの方が言うておりますから、間違いないでしょう。

そういう関係で、皆さん被害がなければ目が覚めないわけですけども、私もことし熊に3回ばかり出くわしてるんですが、いわゆる髪が逆立つんですよ。怖さを皆さん知ってますか。真っ黒いものが目の前を横切ったなら。ただ私は、こういう議員という立場ですので、余りこういう機会じゃない限りは口にしませんけども。人を怖がらせるだけですから。そういうことで、その辺の調査もしたほうがよろしいのではないかなと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○委員長（大沢俊光君） 木ノ下委員、答弁を求めらんなら。

○木ノ下祐治委員 答弁を求めます。先ほどの補助金なんかは気に入らない。

○委員長（大沢俊光君） 村上農林水産部長。

○農林水産部長（村上章君） 木炭振興にかかわって、炭窯への補助金のお話でございました。課長からは、今の実際に補助している金額をお話したものと私はとらえましたが、いずれ大きな釜はある程度のお金がかかります。私が覚えている中で、大きな釜ですと200万円程度かかるだろうと、そのように承知はしてございました。それで、被害があった際には市のほうからも補助し、また木炭協会も補助しながら久慈地方、

久慈市って言うてもいいでしょうが、木炭振興を支えてきたとそう思うてございます。そのような久慈市を代表する木炭でございますので、今の制度については一つ一つの事案を見極めながら考えてまいりたいと思います。

あと熊の出没の件でございます。たしかきのうでしたか、私テレビ見て驚いたんですが、川のそばで人が襲われてけがしたと。そのような実態にあるようでございます。久慈市においても、一般質問の際もお答えしましたが、人家のそばまで来てスイートコーンを食べていると。本当にそれは恐ろしい気がします。

木ノ下委員は今、そういうことは、出没の状態等は知らせなかったということですが、ぜひ人的被害の防止のためにもそういう目撃があった際には、ぜひとも久慈市のほうに情報を入れていただきたい。そのようをお願いを申し上げるものでございます。

それで、一般質問の際にも言われましたが、駆除をする感覚をお持ちなさいということでございました。鳥獣被害対策の特措法の関係で、先ほどもお答えをしましたが、プランニングを終えて、ぜひともそういう駆除する感覚、私は持ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

この際暫時休憩いたします。再開は午後3時40分といたします。

午後3時19分 休憩

午後3時40分 再開

○委員長（大沢俊光君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

審査を継続します。この際、5款で小野寺委員からの質疑について、答弁を保留しておりましたので、その答弁を求めます。下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） それでは、5款の労働費のところ、城内委員さんからご質問いただきました答弁保留についてお答えを申し上げたいと思います。

いわゆる雇用相談員設置事業の委託事業の23年度の実績についてどうなんだというご質問だったと受け止めております。ご案内のとおり、新卒者等の就職率向上に努めることを目標として、いわゆる企業の訪問、あるいは企業の情報発信、あるいは就職支援セミナー

等を実施してございまして、企業の訪問、いわゆる情報収集であったり情報発信のための企業訪問は、3カ月にわたって37社を訪問し、いわゆる情報収集をしてホームページ等に掲載をしてございまして、またその就職支援応援ネットのところのアクセス数につきましては月、大体2万件というふうに出ております。さらには応援セミナーにつきましては、高校生の就職者を対象とした就職支援セミナーというものを開催し、73人が受講をしているというような実績となっております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 失礼しました。先ほどの小野寺委員と申しましたが、城内委員の質問でございましたので、おわびして訂正申し上げます。城内委員。

○城内仲悦委員 答弁いただきましたけども、担当している方は、雇用相談の関係ですけれども、いわゆる一般的に若い人なの、それとも中年の人なの、高齢者が対応しているのか、どういう方が対応しているんですか。

○委員長（大沢俊光君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） これにつきましては、ふるさと雇用、緊急雇用の一環として実施しております。20代の女性の方1名を雇用して実施しております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 7款商工費、質疑を許します。上山委員。

○上山昭彦委員 ありがとうございます。商工費で振興費、観光費があるわけですが、さまざまな委託料がありまして、いろいろな業務が委託されております。これは、この委託料を利用して緊急雇用も多く多分使っているはずですが、100名を超える方々がこれを利用してんじゃないかと思いますが、その方たちが今されている業務というか、それがいつまでもこの委託料でなされるわけではないと思います。それがなくなった場合、今この委託先が観光なりそういう振興でうまくいってればよろしいんですが、その委託がなくなった場合にそのまま、うまく事業が維持していけるようなその辺の指導というのはなさっているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 緊急雇用等で現在雇

用している臨時職員、それから委託事業者で働いている人たちの将来的なことについての指導等ということですが、すべての緊急雇用の方が正社員に結びつくのはなかなか困難なであるとは考えております。

なお、観光施設等、あるいは専門的な例えばジオパークの研究者等につきましては、それぞれの技能等、特殊な技能等をお持ちの方ですので、緊急雇用がなくなっても何等かの形でそれらを生かしていけるようなことで指導というか、こういった研究等を今から進めていけばというようなことはやっておりますが、すべての臨時職員の方にはなかなかそうはいかないだろうというふうには考えております。技術等を身につけた方々については、できるだけそういった雇用しているような企業さん等とも協議しながら、できるだけ就職に結びつくようなことも何とか考えていきたいとこのように考えております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 上山委員。

○上山昭彦委員 その個人、緊急雇用で雇用されている方はそれでよろしいと思います。それ以外に、事業主のほうです。雇用している方のほう、その方たちが今、緊急雇用で来られている方たちがなくなった場合、うまく観光振興につなげる自分とこの業務なり事業を続けていけるような観光客、町なかに訪れた方たちに満足いけるサービスができるようなそういう体制を事業主が整えられるような、そういう指導もしていただければいいと思うんですが、その辺をお伺いいたします。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） ただいまの質問、雇用している事業者側等の雇用者がなくなった場合の事業を、継続なり充実していくような指導ということなようにお伺いしましたが、これにつきましては、関連する商工会議所等の経営相談とかいろんなものを活用しながら、その事業者が充実した内容で事業継続なり充実していけるような制度なり人をすぐ派遣するっていうのはなかなかいかないと思いますけれども、今後、連携しながら検討をしていきたいと思っております。せっかくこの事業で配置した事業が縮小しないような方向で何か考えていきたいとこのようには思っております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 上山委員。

○上山昭彦委員 その辺はうまく指導して、事業が軌道に乗るように、また個人の方たちも再就職がうまくいくように指導していただければよろしいかと思いません。

もう一つ、133ページの中段、ポケットパーク管理業務委託のどこなんですけれども、ちょっと小さいところで申しわけないんですけども、これは市内に2カ所あるトイレがあるとこの委託でよろしかったでしょうか。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） ただいまのポケットパーク管理業務委託料のこのポケットパークの所在地ということですが、八日町のポケットパーク、消防の分署があるところと、本町のポケットパークの清掃とか維持管理等について、それぞれ町内会等に委託しているものでございます。

○委員長（大沢俊光君） 上山委員。

○上山昭彦委員 わかりました。ありがとうございます。

このポケットパークですけれども、ここには市内には数少ない防犯カメラが設置されていると思います。なかなか夜間でも鍵がかかるような状態のトイレで、さまざまな事件、事故に巻き込まれるということも考えられますので、防犯カメラはよろしいかと思いますが、防犯カメラの管理というのはどちらが行っているのでしょうか。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 防犯カメラの管理につきましては、これは専門の業者というか保守点検等で、何かあった場合にはそれを見るというのが主体でございますので、毎日町内会なり市が行って見ているというような状況にはございません。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 上山委員。

○上山昭彦委員 そうしますと、防犯カメラで写っているデータは、業者のほうで管理しているということでしょうか。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 委員ご指摘のとおり、専門業者の管理ということになります。委託ということになるかと思いません。

○委員長（大沢俊光君） 上山委員。

○上山昭彦委員 わかりました。事故がなければ一番よろしいんですけども、さまざまな今、世間騒がせているような事故もありますので、その辺の管理については徹底していただきたいと思います。

もう一つですけども、昨日、おとといと、ぐれっと！やまがた街道祭というのがありまして、天候にも恵まれて年々にぎやかになってきていると思います。この辺の内容についておわかりであれば、きのう、おとといので恐縮ですが、教えていただければと思います。

○委員長（大沢俊光君） 澤口山形総合支所長。

○山形総合支所長（澤口道夫君） ぐれっと！やまがた街道祭でございますが、10月の6、7、土日でございますが、山形町全域、17カ所のスタンプラリーとかいろいろございまして、現在、詳細な集計中でございますけれども、約1万6,000人の来場があったと。昨年並みであったというふうに事務局のほうから聞いているところでございます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 上山委員。

○上山昭彦委員 山形町の地域活性化にすごくいい事業だと思いますので、予算的にも少し広げて発展させていただければよろしいかと思います。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） いいですね、答弁は求めませんね、上山さん。

○上山昭彦委員 結構です。

○委員長（大沢俊光君） 小柳委員。

○小柳正人委員 1点だけちょっと。先ほどの上山委員の関連なんですけど、ポケットパークの防犯カメラなんですけど、実はテレビジョンっていうんですか、掃除用具等々を置いてあるところをあけますと、設置されているんですよ、テレビ画面が。それで私、朝掃除されている方を見たことあるんですけども、全くついてないっていうのか。ですから、町内でこれ本当に作動してるのかなという素朴な疑問があるんですけど、そこら辺はいかがなものなんでしょうか。ひとつお願いします。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 私のほうでは常時作動できる状況というふうには聞いてますが、実態どう

かということで今、確認してご答弁申し上げます。

○委員長（大沢俊光君） 小柳委員。

○小柳正人委員 じゃ、よろしく申し上げます。

それでは、133ページの観光交流センターの関係です。資料を見ますと、ここの中の市民協働ホール、要するに会議室ですね、2階の。これが年々利用件数がふえまして、平成23年は526件ということ。それから多目的ホールは726件ということで、365で割ると1日1件以上、多目的ホールあたりはもう1日に午前午後と2回ぐらい利用されているということなんですけど、やはり場所がいいというんですか、人が集まりやすいということで、この特に2階の会議室を借りたいという声が多いんですけど、なかなか借りれないと。そこで私、ほかにも同じような意見の方あったんですけど、あの土風館の事務所の、こちらの風の館のほうの事務所の上がデットゾーンというんですか、ちょうど吹き抜けになってまして、あそこにもう一部屋できるのではないかなと常々考えているんですけど、そのようなことを考え方はございせんか。それひとつお願いしたいと思います。

それから、ちょっと下がりがまして、街なかコンシェルジュ設置事業業務委託料ってここ書いてあるんですね。それで、137ページになりますと、駅前コンシェルジュ設置事業委託料って、この業務が入ってるのと業務が入ってないので、ちょっと仕事の内容が多少どのように違うのかお尋ねいたします。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） まず、先ほどの画面のデータの件ですが、画面は切れているように見えますが、データは保存されておりまして、何かあれば警察等依頼あった場合は管理者がデータを抽出するシステムとなっております。

それから、ただいまのご質問ですが、市民協働ホールということで、土風館観光交流センターの施設の関係で、デットゾーンというかそういうところにもう一部屋という件ですが、これについては現在、検討はしておりませんので、管理者等とそこは研究してみたいと思います。確かに利用等はかなり混雑しているというふうに、時間刻みでも利用されているというふうに伺っております。

それからコンシェルジュ事業でございます。最初のほうのコンシェルジュ事業は、土風館への観光案内を

する方、それから街なか回遊性向上のためのいろんなイベントをする事業等ということで、これは街の駅のほうへの委託になります。

それから37ページの駅前コンシェルジュのほうでございますが、これは三陸鉄道さんに委託しておりますものでございまして、これの駅前にいろいろな観光案内とか、管外等の観光地等の案内をしていただくものでございます。これにつきましては、三鉄さんのほうは2人、緊急雇用の事業になります。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 小柳委員。

○小柳正人委員 私の聞き方も悪かったんですけど、素朴に業務という言葉が、文言が入っているというのは特別に意味があるのかということがちょっと聞きたかったんですね。ないっていうわけですね。

そしたら137ページの海とさかなの魅力、これは多分、まちなか水族館のことだと思いますけど、過般の一般質問で、もぐらんびあできた後も何らかの形で海を感じさせる施設としてずっと活用していきたいというようなことでもございましたので、それはそれでいいかと思っておりますけども、実はここ、空調設備がないように感じたんですね。夏行きますとすごく暑くて、それで多分私は、最初、とりあえずもぐらんびあができるまでの活用だから、そういうところの設備に投資しないのかなと思いましたが、過般の一般質問の答弁聞きますと、いやこれからもある程度の期間、活用していきたいというようなニュアンスに私は受けとめたんですけど、ぜひ空調設備、設置されてはと思います。いかがでしょうか。

○委員長（大沢俊光君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） 先日の一般質問の中での質問の内容にかぶってくるわけですが、私自身として、個人的にもそういう方法も一つの方法としてあるのではないかとということで、ご案内のとおり緊急雇用の創出事業で実施してますので、現実的には期限もあります。終了になったときに、本当にそれにお金をかけてまでもまた継続してやるのかどうか、そういった部分については、これから当然ですけれども、私個人だけの考えというわけにまいりませんので、協議し、そういったものが継続されるのであれば、そういう活用も一つの方法であるだろうと、このように考えておりますので、今現時点、空調設備等々また整備して実

施していくのかという部分については、これから十分に検討されるものだろうと、このように考えてございます。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 133ページ、商工業振興費の委託料についてお伺いしますが、山根温泉のべっぴんの湯の商品開発で成果が上がったなということを申し上げておりますが、この中でも成果が上がっているのがあるのかなと思いつつ質問をしますが、新分野人材育成事業業務委託料2,400万円、この内容と成果。次に、137ページの委託料、中段になりますが、地産地消特産品弁当提供事業業務委託料、その下のアンテナショップモデル事業業務委託料、この3つについての内容と成果についてお伺いします。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） それでは、私のほうからは137ページの地産地消特産品弁当提供事業業務委託料、アンテナショップモデル事業委託料についてご説明いたします。

まず、地産地消の関係ですが、これは郷土料理であるまめぶ料理等を推進していくものでございまして、成果としては駅前の店の設置や弁当の配達事業等をしているものでございます。雇用としては、新規で5名となっております。

それからアンテナショップモデル業務委託料のほうですが、これは市外で魚っていうか、北三陸天然市場さんが盛岡市のみたけのほうにアンテナショップを開設いたしまして、これの事業になります。7名の雇用となっておりますが、これについてはかなり評判がよかったというふうで、事業の拡大等を検討していますというふうなことで伺っております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 土井尻産業開発課長。

○産業開発課長（土井尻英明君） 私からは、新分野人材育成事業業務委託につきまして答弁申し上げます。この事業は緊急雇用事業でございまして、事業の内容といたしましては、久慈市内の企業が自社ブランドを冠した商品による新分野進出する事業において、新規雇用者に対してその商品製造等を研修させて人材育成する事業ということでございまして、昨年度は3社の企業に委託をしているものでございます。

この成果といたしましては、雇用事業ということで、

新規で11名を雇用していたものでございまして、例えば商品で申しますと、酸素発生装置であるとか、それからあとおからを使った健康食品のパン、それから琥珀の万年筆、こういったものを製造委託ということで雇用につなげていただいております。

このうちおからを使ったパンにつきましては、いろいろ企業努力等もございまして、ホームページ、その他等で情報発信をしております、順調に進んでいるというふうに聞いておりますので、その他の商品につきましても、今後その販売のほう、そちらいろいろ企業さんからもお伺いしながら、今後の展開、あるいは販売促進等について、専門家を派遣するなど日々企業訪問をしながらお伺いをして進めてまいりたいというふうを考えております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 小倉委員。

○小倉建一委員 ただいまの3つの委託事業につきましては、今後も継続していくのかどうかお伺いしたいと思っております。

○委員長（大沢俊光君） 土井尻産業開発課長。

○産業開発課長（土井尻英明君） この事業につきましては、23年度単年度というふうな事業でございましたけれども、今後、状況を見ながらいろんな形でいずれ支援を継続してまいりたいというふうを考えております。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 地産地消とアンテナショップの件ですが、アンテナショップのほうはふるさと雇用関係は2年ということで、今年度で終わると思います。それから、地産地消のほうにつきましては、22年度着手は2カ年ということですので、来年までは可能かと思いますが、これは事業者というか、協議しまして来年もどうかということの協議はこれからになると思います。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 下川原委員。

○下川原光昭委員 139ページの中段になりますけど、いわてデスティネーションについてですけども、4月から6月までの3カ月間、当市でも力を入れて推進したと思っておりますけども、その成果と課題について答弁をよろしく願います。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 4月から6月末日まで実施しましたいわてデスティネーションキャンペーンの当市の取り組みと課題とか成果ということだと思いますが、これは県内全部の事業でございましたが、当市の取り組みといたしましては、独自に久慈駅からの駅からハイキング、それから大学生等が参画していただいた企画でJRの時刻表にも載せていただきました事業と、それから独自のPR活動等を実施しております。

人が結びついたかということでございまして、これにつきましては、これをやってこの効果でいっぱいふえたというふうにはなかなか考えにくい数字はなっております。ただし、バスの盛岡から田野畑とか、そういうこのJR自体の事業としては、久慈まで届いているのはないですが、さっきも言った独自の取り組み、それから観光バスの誘致等をやりまして、例えば土風館等のバスの台数等1桁だったのが2桁になっているとか、そういう状況ではございます。

ただ、課題といたしましては、6月までの事業の全国へのPRした分、今年度いっぱい東北観光博でのPRもございまして、継続してこれらに関連したPR、それから物産展とかへの参画等で誘客等に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○委員長（大沢俊光君） 下川原委員。

○下川原光昭委員 今、答弁いただきました。いろいろな久慈にも来たということですので、ぜひこれをこの成果と課題は次の「あまちゃん」の終了後にも、こういうものを生かして、この久慈市をPRしながら観光客増につなげていかなければならないなと思っておりますので、ぜひともそちらに向けて取り組んでほしいとこのように思います。

○委員長（大沢俊光君） 答弁求めますか。

○下川原光昭委員 できたらお願いします。

○委員長（大沢俊光君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） 今、委員からお話ありましたように、DCキャンペーン、あるいは東北観光博、課長からも今お話申し上げました。それに引き続いて、NHKの連続テレビ小説の「あまちゃん」の関係も含め、観光客の誘客をということでございまして、先日以来、ご答弁申し上げておりますけれども、まさにそういった支援協議会もできました。その中に

部会も設置してございます。そういった皆さんと連携しながら、多くの方々においでいただけるような方策について、一生懸命取り組んでまいりたいとこのように考えております。

○委員長（大沢俊光君） 下館委員。

○下館祥二委員 18番。先ほどぐれっと！やまがた街道祭の総合支所長より大変成功裏に終わった話を伺いまして、私も2日間回って見ましたんですが、大変な反響で、年々出展者も充実してきているなどという感じもしますし、そして根強いファンもふえているなどという感じで、ことしは少しやっぱりキノコが早かったのかと思って、キノコの出が非常に少なくて、それを期待して回ってくださる方々もちょっと残念がっておったようでもありますけども、たまたま霜畑をこう回っておりまして、陳情を受けまして、シャトルバスは出ているのかと、どっからどういうふうに出ているのかと言われまして、ちょっと私も答えに困った経過がありましたんですが、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 澤口山形総合支所長。

○山形総合支所長（澤口道夫君） ぐれっと！やまがた街道祭のシャトルバスでございますが、土風館から発着といたしますか、そういった形で出ております。ただ、ことしは土曜日1日だけの運行だったというふうに聞いております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 下館委員。

○下館祥二委員 ぜひそこら辺を充実させていただいて、1日に1本とはいわず、できるだけそういうふうにしてお客様も随分期待している方いらっしゃるようですし、その辺、次はひとつ大いにそういったものも充実させながら、また各地区によって特色が非常にありまして、地区総ぐるみで出ているところもあれば、またそうでないところもあったり、やっぱりその特産物きちっと出しているところもあったり、さまざまですので、その辺も調整方をきちっとしていただくなりして、まだまだ魅力が出てくるこれは企画だと思しますので、ひとつ大いに頑張ってくださいと思います。答弁よろしくお願いします。

○委員長（大沢俊光君） 澤口山形総合支所長。

○山形総合支所長（澤口道夫君） 私も実際、土曜日でしたけれども、10数カ所ですか、なかなか全体とい

いますか、地元の方が出店するところについては全て回りましたけれども、それぞれ特色のある特産品もございましたし、またヤマブドウでありますとか、キノコについては若干遅かったんですが、ただ、今朝入ったばかりだよというふうな話で、マツタケとかも出しているところもございました。ただ、一部には、またどこへ行っても田楽とか、みそモチだとか、そばだとかってというふうな話も実際あるのも確かでございます。

ますます来場された方々が山形町を堪能いただけるように、そういった下館委員さんのほうから話あったようなことについては、実行委員会のほうでも十分話して、もっともっと盛り上げていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 1つ目は、133ページの住宅リフォームのところですが、750万円の予算額に対して不用額が144万6,000円出てるんですけど、この住宅リフォームはずっと人気があって、ずっと伸びてきている事業なんですけども、23年度不用額が出た要因についてどのようになっているのかお聞かせください。

それから今、もぐらんびあまちなか水族館が駅前に緊急雇用創出事業で開設なっているんですけど、この決算書でいうと海と魚の魅力全国発信事業業務委託がそうなのか、このことについての備考欄でどの節に当たるのかとあわせ、内容をお聞かせください。何名雇用しているのかお聞かせください。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 住宅リフォームの不用額の件でございますが、当初想定しておりました事業から、想定した部分より申請が少なかった部分の不用額となっております。ただ、内容といたしましては、73件の申請がございまして、前年度87件だったところから、これらの基準に予算はとっていたものでございます。工事費は1億8,000万円程度ということになってございます。

それから、海と魚のほうの雇用ということでもよろしかったでしょうか。まちなか水族館に該当するのは、137ページの中段の海と魚の魅力全国発信事業業務委託料3,200万円ほどのものでございます。

なお、これについては雇用は8名となっております。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 これは、あくあぷらんつさんに委託してるんじゃないかというふうに思うんですが、この8人の雇用してるっていうことですが、人件費の委託費ですが、1人当たり幾らになっていますか。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 8名の雇用の人件費の1人当たりというでございますが、基準額は収入基準額等を適用しております、1万5,100円の単価と、9,000円の単価、それからアルバイト等の単価等に分かれています。これにかかわる人件費の部分は1,729万7,256円、その他アルバイト等の分もございまして、456万8,760円、それ以外は他の経費等となっております。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 この1人当たり、これ1日当たりということで1万5,100円っていうのは、いわゆる社長級の人なのか、8人のうち1人が1万5,100円、あとの7人が9,000円ということなのかお聞かせいただきたいと思います。

それから、先ほどの答弁の中で部長のほうから、個人的な意見だがこのまちなか水族館の継続なりを考えているような答弁あったんですけども、そういう私見であっても、こういう公の場で発言するっていうことは、ひとり歩きしますよね。やっぱり慎重にすべきであって、私自身は半崎の津波が来る場所については今でも反対ですし、あえて言えば、向こうをやめて駅前だけにするんだったら、それはまあ反対はできないだろうというふうに思ってたんですけども、両方にさらに海にもぐらびあをつくと。さらに継続して駅前にもまちなか水族館を設置するんだということ、私見であっても非常に、私はこれは問題があるなというふうに思ってるんです。

というのは、確かに観光客を誘致するいろんな手が必要ですけども、危険な場所につくと。その安全性についても、責任者がどなたか明確にないまま進められています、半崎についてはですね。この点、私は、行政がいろいろ仕事をしていく上で、皆さん方も未来永劫現在の部署にいるわけじゃないわけですよ、もぐらびあについて言うと、私は安全対策がいろいろ必要ですけども、しかし津波が来ることは明らかだと

いう中で、安全対策の責任者はどこにある、だれが責任をとってくれるのかと。あるいは、例えばその人が退職したらどなたが引き継いでいくのかというあたりまできちっとしておかないと、結局建てて、後はわからないままになってしまうということがあるわけですので、一つは今すすめられているこの半崎のもぐらびあ安全対策の責任者はどなたなのか。それから今、先ほど私見と言われましたけども、この駅前のまちなか水族館についての継続について、どこまで考えているのか。

それからもう一つは、いわゆるさかなクンが久慈市に来て、魚についていろいろ子供たちと交流しながらいろんな役割を果たしていただいておりますが、このさかなクンとの窓口は、久慈市なのかあるいは水族館の指定管理を受けているあくあぷらんつがこのさかなクンとの窓口になっているのか、その点についても伺いたいし、それからこの水族館に関連して、さかなクンと何か特別な協定なりを結んでいるのかどうか。しょっちゅう来ますけども、その費用はどこで払っているのか。ただで来るというわけじゃないですし、ボランティアで来る場合もあるでしょうし、その点が全く見えないんですけども、さかなクンの久慈へ来る場合の費用等については、久慈市なのか委託先のあくあぷらんつで持っているのか、そこも含めてお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 私から、まちなか水族館にかかわってのご質問にお答えしたいと思います。これは前、さきの一般質問の中でも議論になったわけがありますけども、中心市街地の活性化2期計画の中で、あのまちなか水族館のあり方を具体には市として検討するっていうふうな、そういうふうなことでありますので、確かに駅前の商店街のにぎわいっていうことについても非常に大きな効果をもたらしているわけでございますし、商店街の方々もそれぞれの店頭には水槽を置いて、丸ごとまちなか水族館っていうふうな、ちょっと名称はあれですけども、そういうふうな位置づけの中であの駅前商店街云々とか自分たちで活性化していこうという取り組みも行っているわけですので、いずれそういうふうなこと等も背景にありますので、この2期計画の中であのまちなか水族館を今後どうするかっていうことについては、具体には市とし

でも検討していくっていうふうなことでございますし、できれば財政、財源的な問題もありますけれども、もぐらんぴあのサテライト的な位置づけもあるのかなというふうに思ってますけれども、いずれ計画の今後の2期計画の中でここは具体的に検討していきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） 私のほうからは、2点について。まず、賃金のほうの基準ということでしたが、これは市の基準表を使っておりまして、残り7名については月額8,180円で、月額で17万1,780円の臨時職員の相当するものを適用しております。また、社長等につきましては、これは全従業者が10人で、新規雇用8名ということでございます。

それから、最後のさかなクンについてでございますが、これはあくあぷらんつから応援団長として任命式等を行った経緯がございますが、窓口としてはあくあぷらんつを窓口になります。それから、特別な協定ということでは現在結んでおりません。それから、費用につきましてでございますが、プロダクション等に所属はしておりますが、もぐらんぴあを個人的に応援しますということで、あくあぷらんつのほうで旅費等は出しているようですが、謝金等は安くしてもらっているというふうに伺っております。

以上でございます。（発言する者あり）

○委員長（大沢俊光君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） いわゆるもぐらんぴあの設置については、市が実施するわけでございますので、責任は市という形になると考えております。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 私から、135ページの山形町商店街活性化事業費補助金の内容と成果、今後の継続、見直しについてお聞かせ願いたいというのが一つ。

それから、観光費の22年度と23年の比較で、54.何%だか23年のほうが増加していると。その主だった内容はどういうことで予算が増化したのかというのが一つ。

それからもう一つは、これは常々私、持論なんですけれども、ときどきの時節を表現する市の組織があっというまいだろうというのが私の基本的な考えでありまして、その中で、一般質問等の答弁なんかを聞きまして

も、「あまちゃん」についてでありますけれども、担当部長が汗をかいとるというようなやりとりがあったように感じるんです。で、これ支援室っていいですか、あまちゃん支援室ということになると、産業振興部長が支援室長を兼務しているような感じを受けるんです、正直言ってですね。それで、私はやっぱりこの復興を推進もそうだけれども、この「あまちゃん」もなかなか久慈にとっては画期的なドラマだろうと思います。そういった意味では大いにこれを支援するというふうな思いは必要でありまして、それらの支援する支援室というのを、仮称ですよ仮称、私なりに支援室というのがあってもいいんじゃないかと思うわけですけども、その考え方をお聞かせ願いたい。

それから、それに関連しまして、いよいよクランクインというふうな話もありますが、この10月、11月のクランクインにかかわる事業はどういった形でのロケがあるのかということもお聞かせ願いたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 面代商工観光課長。

○商工観光課長（面代民義君） まず、山形町商工会の補助金の内容等ということで、成果等ということでございますが、これにつきましては、山形町で行われておりますガタゴンまつりの実施に、実行委員会等の事業費に充てられております。

なお、内容等につきましては、従来から山形時代からやっているものでございますので、23年で18回ということになります。老人クラブのゲートボールから金-1グランプリ、山車、みこしの運行、ステージイベント、盆踊り大会等々となっております。これは商工者と住民、それから交流ということで、非常に意義のある事業だと理解しております。入り込み数については約2,000人程度ということで、町外というか、地区外からも多くの来場者があったというふうに聞いております。今後も拡充に向けて関係者等と協力してまいりたいと思います。

また、2点目の予算規模の件でございます。これ、まず第一に、緊急雇用の事業が大幅にふえたという点、それから災害復旧に伴う大きな事業が、億単位のものが数あったということでの大幅な増となっております。従来の固定経費といえますか、普通の事務費、観光宣伝事業等については据え置きでというふうに把握しております。

「あまちゃん」の支援室については、

○委員長（大沢俊光君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） 「あまちゃん」の支援室を設置すべきだというご質問ですが、これまでも答弁申し上げておりますが、推進協議会を立ち上げました。たしか構成団体42団体あったと思うんですが、「あまちゃん」につきましても、田野畑から洋野町までステップ台になるということでございますので、田野畑から洋野町までの自治体、あるいは商工観光団体等々をメンバーに構成された協議会となっております。その協議会の中にロケ支援部会……。あとロケ支援部会以下2部会プラス3部会設置をしております、それぞれが部会を立ち上げて、その中で、例えばロケ支援部会でありますけれども、会長は会長で決めましたが、事務局的には民間の団体をお願いをして、そこで10月中旬から本格的なロケがスタートしますけれども、そのいろいろなエキストラからお弁当の手配等とか、もろもろのことについてはその支援部会が中心になって対応していくっていうことでございますので、それぞれの13部会で実践部隊というふうなことで、この「あまちゃん」に対しては対応しますので、特に現在は支援室っていうことについては、市としては考えておりませんが、それにかかわる、かわるそういう推進協議会が母体となって取り組んでいくっていうことでございますので、そこはご理解をいただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） もう1点、10月から11月にかけてのロケの内容ということでございますが、大まかには9月の時点で海のシーンは大方撮り終えたと思っております。いわゆるそれ以外の陸の部分、今副市長のほうからもご答弁ありましたけれども、洋野町であったり田野畑であったり普代村であったり、いろんなところで陸の部分のロケが行われると。当市でいえば、一つに大きいところでいえば、秋まつりのシーンのロケがあったりとか、三鉄の開業のシーンがあったりとか、そういった部分が大きなところではロケがされていくと。あるいは小袖地域においては何日間か長い時間になるかと思うんですが、ロケがセットされてロケされるというようなロケ内容と聞いております。

以上であります。

○委員長（大沢俊光君） 濱欠委員。

○濱欠明宏委員 ロケのほうです。私、この間市長が、長内の健康を祝う会がありまして、その席上で、改めて市長のほうからこのロケについてのPRがあった。で、これ私はいいいことだと思って今、この場でそれを引き出すために、実はこのロケ云々というような話をしたんです。だから、その10月に行われる市長の話だと山車を再運行するという話があったので、その辺を改めてお聞かせを願いたいと。

それから副市長、やはりいいことなんです。こういう私が言う「あまちゃん」支援室があったらとかどうかは別にしまして、本当に久慈にとっては光が差しているような感じがあります。そういったところを組織論として、やはりしっかりと裏づけさせてあげる。山内市長が会長なわけですけども、それは山内個人じゃない、市長たる山内が会長だと。だとすれば、それをきちっと組織上裏づけるといのが、行政には関わられると思うんで、いずれ検討、ここで切るんじゃない、検討をしていただきたいと思います。

○委員長（大沢俊光君） 外館副市長。

○副市長（外館正敏君） これまでは、確かにこの組織が立ちあがるまでは、非常に下館産業振興部長は、本当にNHKの側と折衝するというふうなことで、非常に大変だったことも承知しております。で、そういうようなことから、先ほどもお話を申し上げましたが、各構成市町村、久慈地域の自治体もかかわってきますので、情報を共有しながら、市長が会長でありますけれども、私がロケ支援部会の部会長となっておりますので、そここのところでは部会を開催しまして、例えば田野畑の担当の課長さんも来て、そここのところでは田野畑部分については何とか田野畑として対応をお願いしたいというようなことで、そこは快く引き受けをしていただいています。

そういうふうなことで、また洋野も野田も普代もそういうふうな状況でございますので、考え方としては、濱欠委員おっしゃるように、非常に久慈市がやはり一元的なステージになってますんで、そこそこは少し内部的にもどうやればいいのかというのは検討をし、検討していいですか、いろいろ激務になってますので、そこで緩和させる方策っていうのは考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 下館産業振興部長。

○産業振興部長（下館満吉君） 今、委員のほうから市長からのお話もあったということも含め、秋まつりのシーンのロケ、これにつきまして、10月21日にロケをするというふうに昨日、最終的に決定をいただき、聞き及んだところであります。したがって、それに向けて昨日午後から、山車部会の皆さんといたしますか、山車組の組頭さんにお集まりをいただいて、ご協力を再度お願いをしたということで、一つには、土風館前で前夜祭のような場面を日中に撮りたい。それは、三鉄娘というものをミスコンテストを実施すると。山車を飾っておいて、その前にステージをつくって、ミスコンテストをして、北鉄という鉄道になるそうですが、そういった部分でのミスコンをして、ミスを選ぶというようなシーンを日中にはやりたい。そして、夜には5時ごろ以降になろうかと思っておりますけれども、いわゆる秋まつりの運行と同じように、台数的には3台ぐらいでという今の状況でございますが、3台ぐらいが運行をし、秋まつりのようなシーンを。ただ撮られるところは振興局かいわいから、いわゆるこちら側に向かってくる、北銀のところから中町に曲がるというようなシーンと聞いておりますけれども、そこでヒロインである能年さんがボランティア活動をしている、一方選ばれた人が山車に乗っかっているというところで、目が合うシーンというようなロケと。このようにちょっと具体的にになりましたが伺っておりますので、ぜひとも21日は、エキストラの皆さんもたくさん参加をいただきますけれども、秋まつりのちょっとした再現ということになろうかと思っておりますので、市民の皆様方にも多く見ていただければ、なお秋まつりらしいシーンが放映されるのかなどこのように考えております。

以上であります。

○委員長（大沢俊光君） 城内委員。

○城内仲悦委員 先ほどもぐらんぴあの安全対策の責任者は、市が実施主体ですので久慈市だという答弁ありましたが、としますと、最高責任者である久慈市長山内隆文が責任者というふうにとらえていいんですね。

いずれこの点で言えば、市長も未来永劫市長ではないわけで、この点は引き継いでいくかと思っておりますが、きちっと責任とるようにしていただきたいと思っております。

それから、ぜひ外館副市長から答弁あったところで

すけれども、これは街なか、サテライト的だという話ありましたが、結局今までの委託料とさらにふえるわけですね。そういった点で、屋上屋ってどうか架せないようにしていただきたいし、この点は、十分な議論が必要だろうと思っておりますので、軽々に計算を出さないでいただきたいというふうに要請をしていきたいと思っております。

最後に、「あまちゃん」の関係ですけど、担当の部長はNHKとのさっき話ありましたとおりで、もう接触をしなきゃならないという中で、休みもなく夜となく昼となく会って調整しているようであります。健康を害するような状況も生まれつつあるわけですね。その点、やはり十分な配慮をしながら対応していただきたいし、そういったいいことをするにしても、やっぱりそのことによって被害というか健康を害することのないように、そういった十分な配慮をいただきながら対応していただきたいし、そういったことをしながら成功裏に終わるように努力をしていただきと思っておりますので、このことは要請しておきます。

以上です。

○委員長（大沢俊光君） 質疑を打ち切ります。

~~~~~

#### 散会

○委員長（大沢俊光君） この際、お諮りいたします。本日の審議はここまでとし、以降は明日、10日審査を行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（大沢俊光君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

午後4時37分 散会